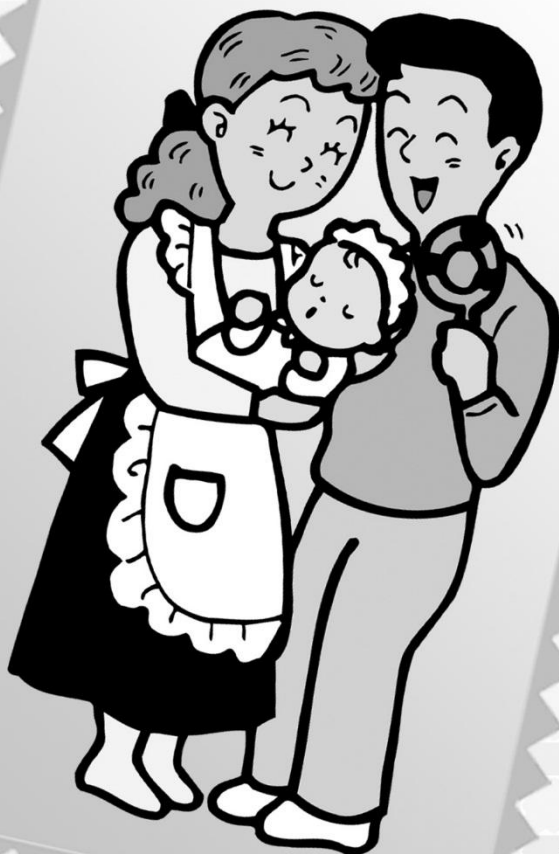
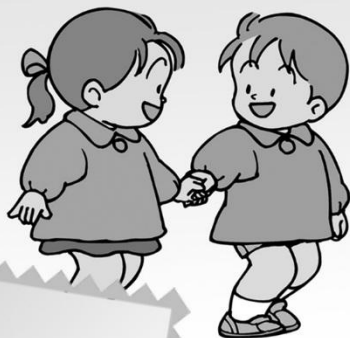


箱根町

子ども・子育て 支援事業計画

子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！

～子育てするなら箱根町～



箱根町

箱根町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって

当町では、出生数の減少や子育て世代の転出により、少子化が急速に進行しています。

この急激な少子化の進行は、本町に限らず、我が国全体において、喫緊の課題であり、その背景には、核家族化や地域の養育力の低下と育児の孤立、育児の負担感の増大、家庭生活との両立が困難な職場の在り方等、さまざまな問題が指摘されています。

そのような情勢の中、平成24年8月に新たに成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設された「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、併せて今回、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させ、さらなる推進・強化を図るよう改正されました。この次世代育成支援対策推進法に基づき策定された次世代育成行動計画の理念を引き継いだこの「箱根町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どものための教育・保育給付、子育て支援サービスの供給量を設定する等事業を進めるための位置づけ及び少子化対策として、国の「基本方針」に即した計画期間5年間（平成27年度～31年度）の計画です。

当町では、長年に渡る待機児ゼロの保育所・認定こども園の運営や低額な保育料、県下で最初に中学3年生までの小児医療費の助成を行い、他に高等学校等通学費の補助や育英奨学金制度による高等学校・大学等への進学費の貸付、妊婦健康診査の補助等子育てする世帯の経済的支援等さまざまな子育て支援施策を行っておりますが、少子化が留まらないのが現状です。そこで、子ども・子育て新制度が始まる今年を“ストップ！少子化元年”と位置づけ、この計画を基に町民の皆さんのニーズをキャッチしながら、今後さらに教育、保育、そして子育て環境などすべての分野において対少子化にチャレンジし、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で連携をし、「支えあい、やさしさあふれるまち」を目指してまいります。

なお、この計画の策定にあたり、アンケート調査などへのご協力並びに箱根町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、関係機関の方々など各方面から貴重なご意見をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

平成27年3月

箱根町長 山口昇士

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の対象 | 5 |
| 3 計画の性格 | 5 |
| 4 計画の期間 | 6 |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

| | |
|------------------------------|----|
| 1 人口等のようす | 7 |
| 2 教育・保育施設等のようす | 15 |
| 3 子どもと子育てのようす（ニーズ調査結果） | 20 |

第3章 計画の基本理念等

| | |
|-----------------|----|
| 1 基本理念 | 31 |
| 2 基本的な視点 | 32 |
| 3 基本目標 | 33 |
| 4 計画の施策体系 | 36 |
| 5 児童人口の推計 | 38 |

第4章 基本目標ごとの取り組み（次世代育成支援行動計画）

| | |
|--|----|
| 1 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進【健やか親子21（母子保健計画）】 | 39 |
| 2 地域における子育ての支援 | 42 |
| 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 | 48 |
| 4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 53 |
| 5 子育てを支援する生活環境の整備 | 56 |
| 6 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進 | 58 |
| 7 子どもたちの安全の確保 | 59 |

第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等（子ども・子育て支援事業計画）

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 教育・保育提供区域の設定 | 63 |
| 2 | 教育・保育の量の見込みと確保方策等 | 64 |
| 3 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保..... | 67 |
| 4 | 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 | 74 |
| 5 | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | 74 |
| 6 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携..... | 74 |
| 7 | 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携... | 74 |

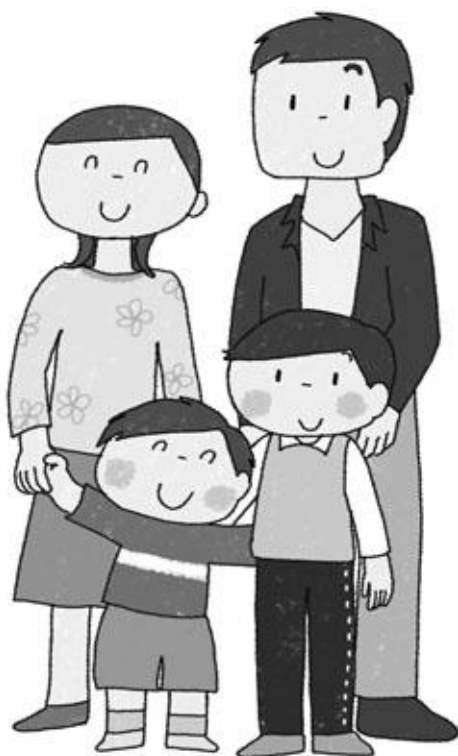
第6章 計画の推進に向けて

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 推進の体制..... | 75 |
| 2 | 計画の達成状況の点検及び評価..... | 76 |

資料編

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 策定経緯 | 77 |
| 2 | 箱根町子ども・子育て会議条例..... | 78 |
| 3 | 箱根町子ども・子育て会議委員名簿 | 80 |
| 4 | 用語解説 | 81 |

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化、核家族化の進行に伴い、子育て家庭における孤立感と負担感が増加しているとともに、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズが拡大しており、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

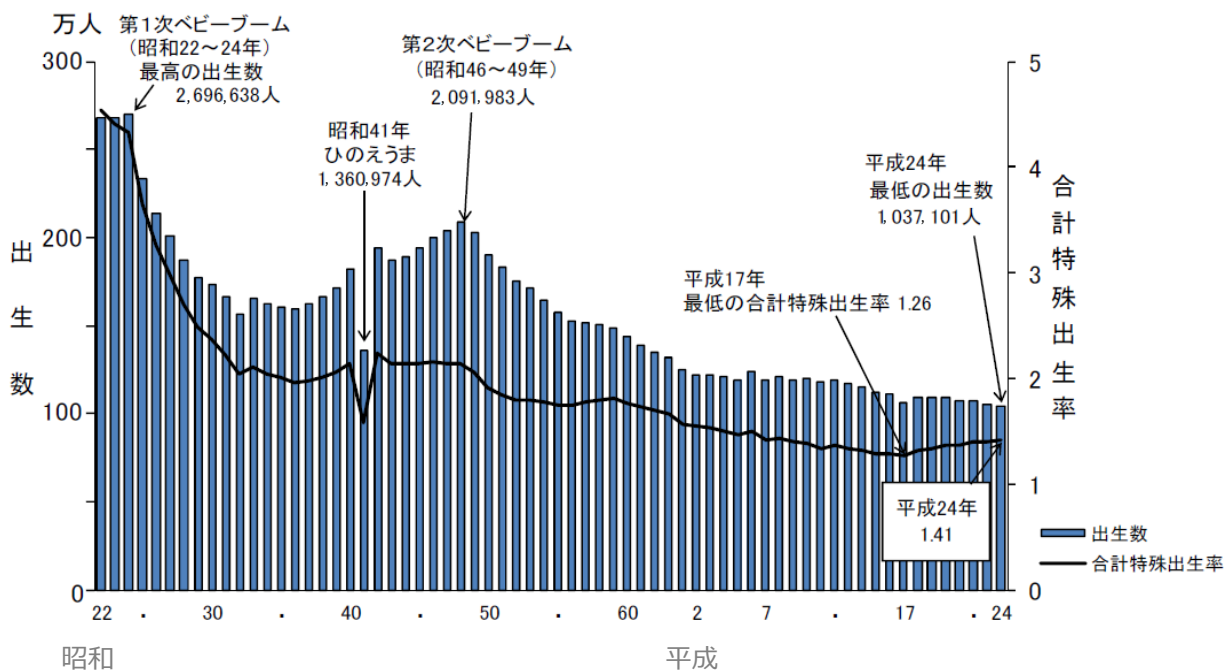
この新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

そこで本町は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「箱根町次世代育成支援行動計画（後期計画）《平成 22～26 年度》」を策定しました。

この計画では、『子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！』を基本理念として、箱根の未来を切り開いていく子どもたちが箱根を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心、温かい箱根人に育ち、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支えあい、やさしさあふれるまちをつくっていくことを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を実行してきました。

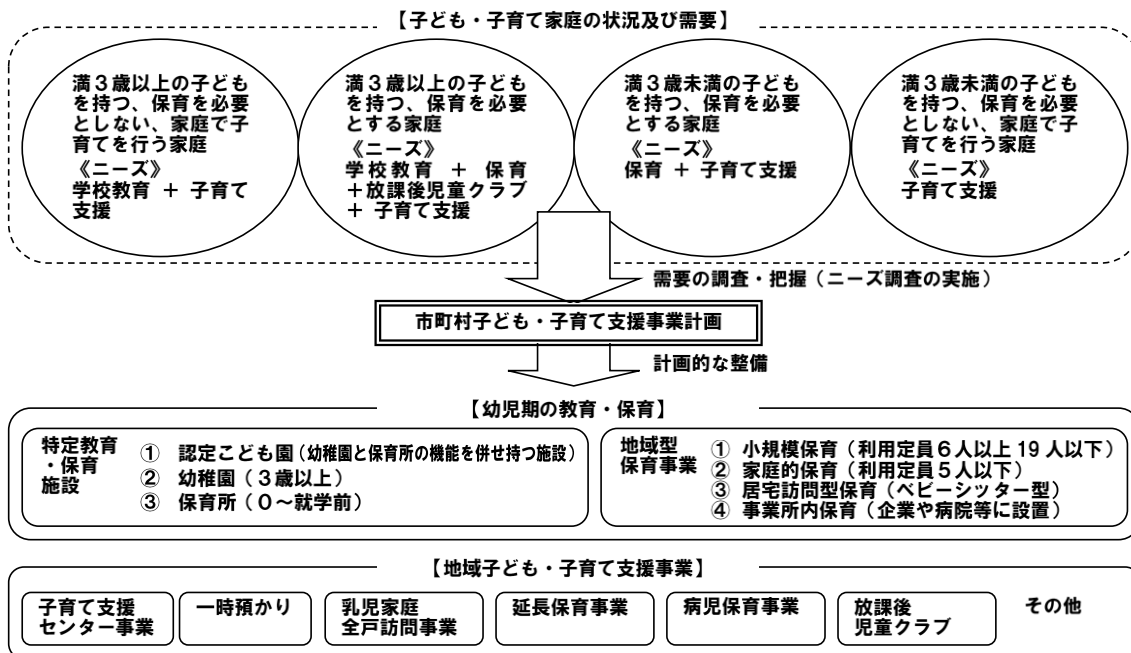
そして、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 37 年までに延長）に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、平成 27 年度以降は、この新しい計画に基づき、少子化の抑制・解消に向けて、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：平成 24 年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供 (イメージ)



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

図表3 国の政策動向

| 年次 | 政策の概要 | |
|-----------|-----------------------------------|---|
| 平成 15年 | 少子化社会対策基本法 | 少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定 |
| | 次世代育成支援対策推進法 | 次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化 |
| 16年 | 少子化社会対策大綱 | 少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定 |
| 17年 | 子ども・子育て応援プラン（17～21年度） | 少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定 |
| 18年 | 「新しい少子化対策について」 | 少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引上げ②こんにちは赤ちゃん事業の実施③育児休業給付率の引上げ④放課後子ども教室、児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施 |
| 19年 | 認定こども園制度の開始 | 認定こども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が認定の要件 |
| | 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 | 少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起 |
| | 仕事と生活の調和憲章・行動指針 | ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定 |
| 20年 | 新待機児童ゼロ作戦 | 「仕事と生活の調和行动指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%（現行20%）②小学1年～3年生の児童クラブの提供割合を60%（現行19%）という2つの目標を目指し施策展開 |
| | 5つの安心プラン | 社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定 |
| | 社会保障国民会議最終報告 | 少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは1.5～2.4兆円と推計 |
| | 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」 | 社会保障国民会議最終報告を踏まえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記 |

| 年次 | 政策の概要 | |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 平成 21年 | 社会保障審議会少子化 対策特別部会 第1次 報告 | 「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案 |
| 22年 | 子ども・子育てビジョ ン | 少子化社会対策大綱を改定したもので、目指すべき社会への政策として4つの柱、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会(ワーク・ライフ・バランスの実現)と、12の主要施策を設定 |
| 23年 | 子ども・子育て新シス テムに関する中間取り まとめについて | 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために立ち上げられた「子ども・子育て新システム検討会議」において、新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善(機能強化)の在り方等を取りまとめたもの |
| 24年 | 子ども・子育て関連3 法の成立 | 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの |
| 25年 | 待機児童解消加速化プ ラン | 待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対する支援策を講じるもの |
| | 少子化危機突破のため の緊急対策 | 「子育て支援」、「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進するもの |
| 26年 | 次世代育成支援対策推 進法、母子及び寡婦福 祉法の改正 | 次世代育成支援対策推進法の有効期限の10年延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るもの |
| | 放課後子ども総合プ ラン | 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるためのもの |

2 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

3 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

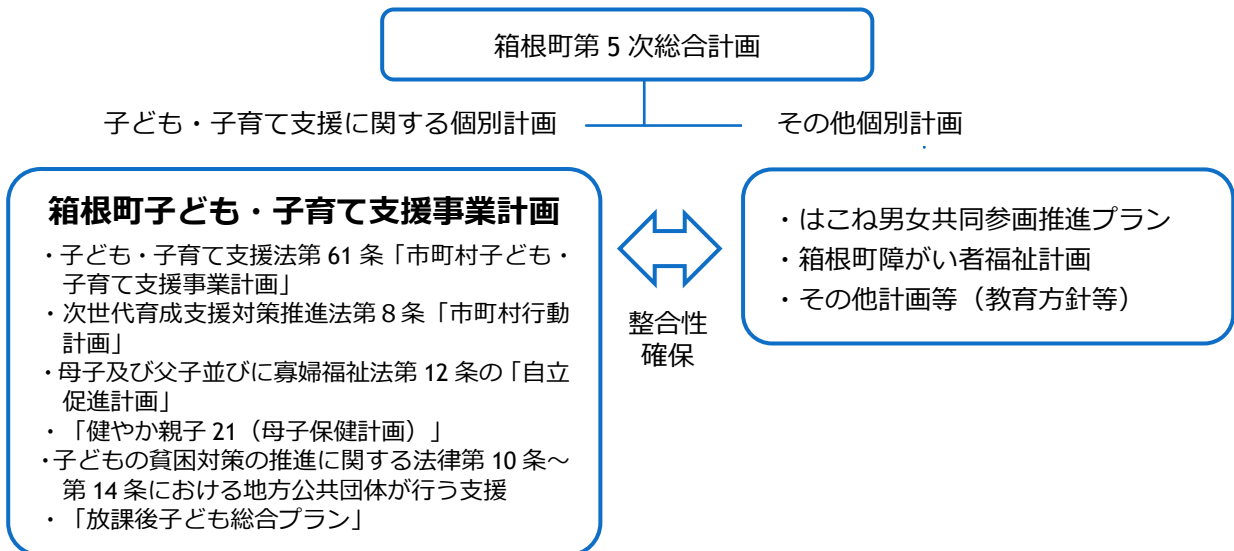
また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条～第14条における地方公共団体が行う支援について、本町の施策を盛り込んだものです。

さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

そして、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本町として制度を計画的に運用していくためのものです。

なお、本計画の策定にあたっては、「箱根町第5次総合計画」や「はこね男女共同参画推進プラン」、「箱根町障がい者福祉計画」をはじめ、上位・関連計画等との整合性を持つものとして定めています。

図表4 計画の性格



4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況



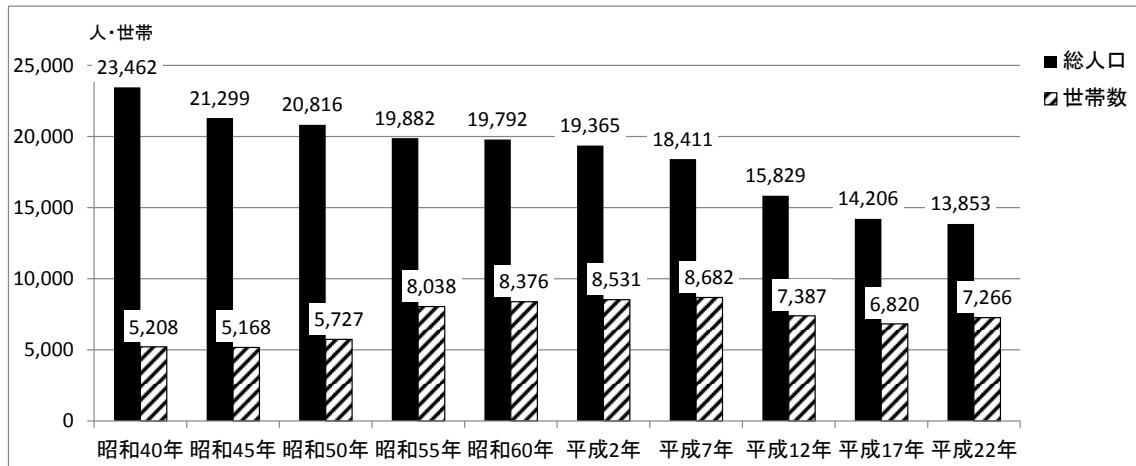
1 人口等のようす

1-1 人口及び世帯数の推移

人口は、平成22年10月1日現在13,853人となっており、減少傾向という状況です。

世帯数は、平成22年10月1日現在7,266世帯となっており、平成7年までの増加傾向から、以降は減少又は横ばいの傾向となっています。

図表5 人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）



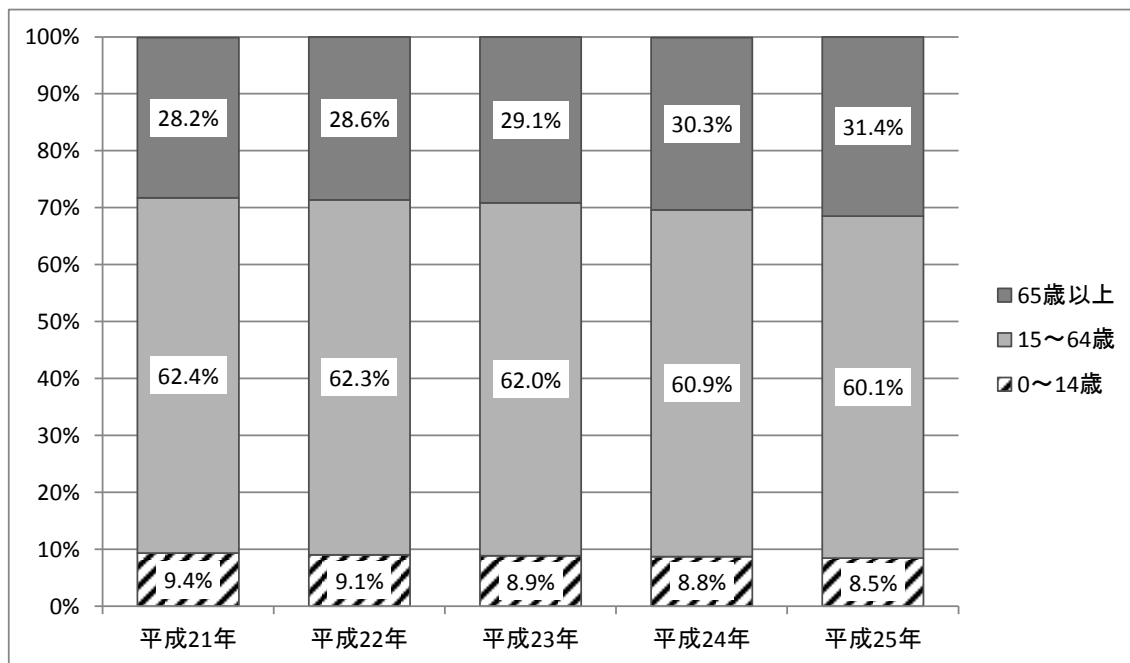
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



1-2 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別に見ると、平成25年4月1日現在、年少人口(0～14歳)は1,074人(8.5%)となっており、平成21年と比べると、160人以上の減少となっています。

図表6 年齢3区分別人口の推移(単位：%、人)



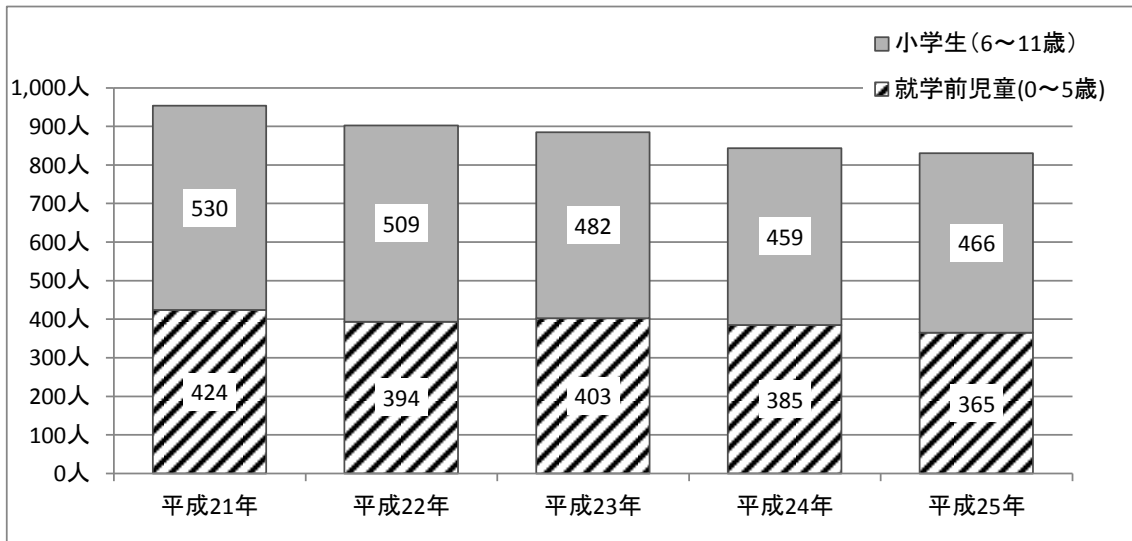
| 区分 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～14歳 | 1,238 | 1,180 | 1,148 | 1,108 | 1,074 |
| | 9.4% | 9.1% | 8.9% | 8.8% | 8.5% |
| 15～64歳 | 8,251 | 8,105 | 8,027 | 7,715 | 7,615 |
| | 62.4% | 62.3% | 62.0% | 60.9% | 60.1% |
| 65歳以上 | 3,721 | 3,722 | 3,766 | 3,827 | 3,985 |
| | 28.2% | 28.6% | 29.1% | 30.3% | 31.4% |
| 総人口 | 13,210 | 13,007 | 12,941 | 12,650 | 12,674 |

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

1-3 児童数の推移

児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在831人となっており、平成21年と比べると120人以上減少しており、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）のいずれも60人前後の減少となっています。

図表7 0～11歳人口の推移（単位：人）



| 区分 | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 増減(平成21～25年) |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| 就学前児童 | 0歳 | 71 | 62 | 61 | 61 | 55 | -16 |
| | 1歳 | 53 | 71 | 64 | 60 | 62 | 9 |
| | 2歳 | 83 | 52 | 78 | 55 | 60 | -23 |
| | 3歳 | 67 | 77 | 52 | 78 | 56 | -11 |
| | 4歳 | 70 | 66 | 81 | 49 | 84 | 14 |
| | 5歳 | 80 | 66 | 67 | 82 | 48 | -32 |
| | 小計 | 424 | 394 | 403 | 385 | 365 | -59 |
| 小学生 | 6歳 | 93 | 76 | 68 | 69 | 79 | -14 |
| | 7歳 | 88 | 89 | 74 | 65 | 70 | -18 |
| | 8歳 | 83 | 87 | 90 | 77 | 66 | -17 |
| | 9歳 | 89 | 82 | 84 | 87 | 78 | -11 |
| | 10歳 | 85 | 87 | 77 | 86 | 84 | -1 |
| | 11歳 | 92 | 88 | 89 | 75 | 89 | -3 |
| | 小計 | 530 | 509 | 482 | 459 | 466 | -64 |
| 合計 | 954 | 903 | 885 | 844 | 831 | -123 | |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-4 世帯構成

一般世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在 7,257 世帯となっており、平成 12 年は 7,375 世帯、平成 17 年は 6,805 世帯と、年によって増減が見られます。

これを世帯構成別に見ると、4 区分のうち「核家族世帯」、「その他の親族世帯」が減少する一方、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少する一方、「男親と子どもからなる世帯」や「女親と子どもからなる世帯」のひとり親世帯が増加しています。

なお、本町の場合は、「単独世帯」が一般世帯数の 56.2%を占めており、「会社などの独身寮の単身者」の割合が 18.8%と、県平均 (1.7%) と比べて高いのが特徴です。

18 歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数 791 世帯のうち「核家族世帯」が 69.0%を占めており、ひとり親家庭は「男親と子どもからなる世帯」が 1.9%、「女親と子どもからなる世帯」が 11.6%となっています。

図表8 世帯構成の状況 (単位：世帯、%)

| 区分 | 全体 | | | 18 歳未満の いる世帯 | |
|------------------|--------------|---------|---------|-----------------|-------|
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 22 年 | |
| 一般世帯数※ | 7,375 | 6,805 | 7,257 | 791 | |
| 核家族世帯 | 2,927 | 2,655 | 2,543 | 546 | |
| | 39.7% | 39.0% | 35.0% | 69.0% | |
| | 夫婦のみの世帯 | 1,221 | 1,160 | 1,158 | - |
| | | 16.6% | 17.0% | 16.0% | - |
| | 夫婦と子どもからなる世帯 | 1,286 | 1,077 | 918 | 439 |
| | | 17.4% | 15.8% | 12.6% | 55.5% |
| | 男親と子どもからなる世帯 | 41 | 54 | 68 | 15 |
| 0.6% | | 0.8% | 0.9% | 1.9% | |
| 女親と子どもからなる世帯 | 379 | 364 | 399 | 92 | |
| | 5.1% | 5.3% | 5.5% | 11.6% | |
| その他の親族世帯 | 761 | 669 | 541 | 232 | |
| | 10.3% | 9.8% | 7.5% | 29.3% | |
| 非親族世帯 | 34 | 35 | 92 | 4 | |
| | 0.5% | 0.5% | 1.3% | 0.5% | |
| 単独世帯 | 3,653 | 3,446 | 4,081 | 9 | |
| | 49.5% | 50.6% | 56.2% | 1.1% | |
| (再掲)会社などの独身寮の単身者 | | | 1,366 | - | |
| | | | 18.8% | - | |

資料：国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

※不詳を含む

1-5 子どものいる世帯

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年10月1日現在、6歳未満親族のいる一般世帯が281世帯、18歳未満親族のいる世帯が791世帯となっており、いずれも減少傾向となっており、6歳未満親族がいる一般世帯は平成22年には一般世帯数全体の5%を下回っています。

図表9 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、%）

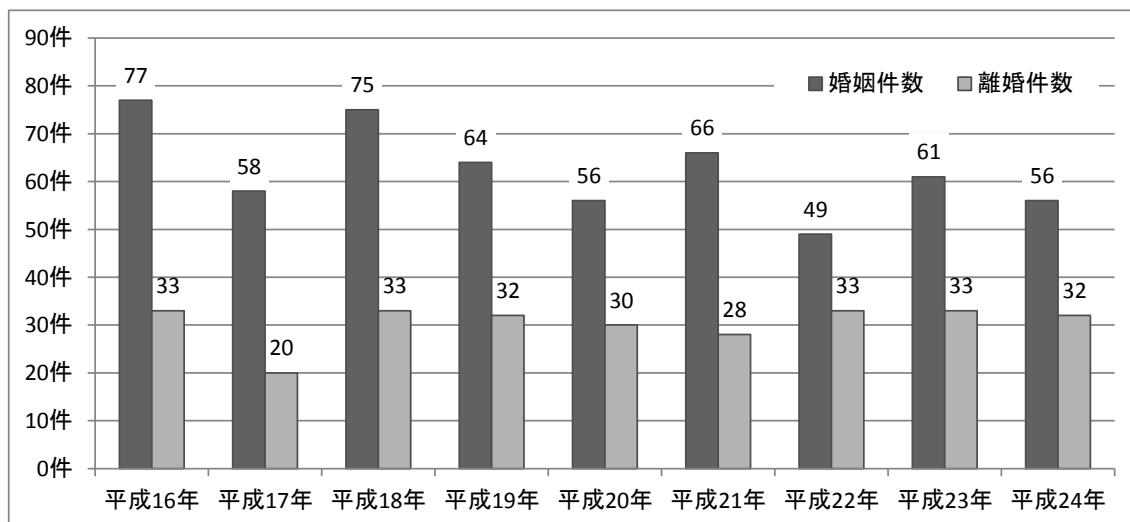
| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 一般世帯数 | 7,375 | 6,805 | 7,257 |
| 6歳未満親族のいる一般世帯数 | 451 | 371 | 281 |
| | 6.1% | 5.5% | 3.9% |
| 18歳未満親族のいる一般世帯数 | 1,193 | 963 | 791 |
| | 16.2% | 14.2% | 10.9% |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-6 婚姻動向

婚姻件数は、40件台の後半から70件台の後半で、増減を繰り返しており、離婚件数は、平成17年以外は30件前後で推移しています。

図表10 婚姻動向（単位：件）



| 区分 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻件数 | 77 | 58 | 75 | 64 | 56 | 66 | 49 | 61 | 56 |
| 婚姻率(人口千人当) | 5.2 | 4.1 | 5.4 | 4.6 | 4.1 | 4.9 | 3.5 | 4.5 | 4.2 |
| 離婚件数 | 33 | 20 | 33 | 32 | 30 | 28 | 33 | 33 | 32 |
| 離婚率(人口千人当) | 2.2 | 1.4 | 2.4 | 2.3 | 2.2 | 2.1 | 2.4 | 2.4 | 2.4 |

資料：県勢要覧

1-7 未婚率

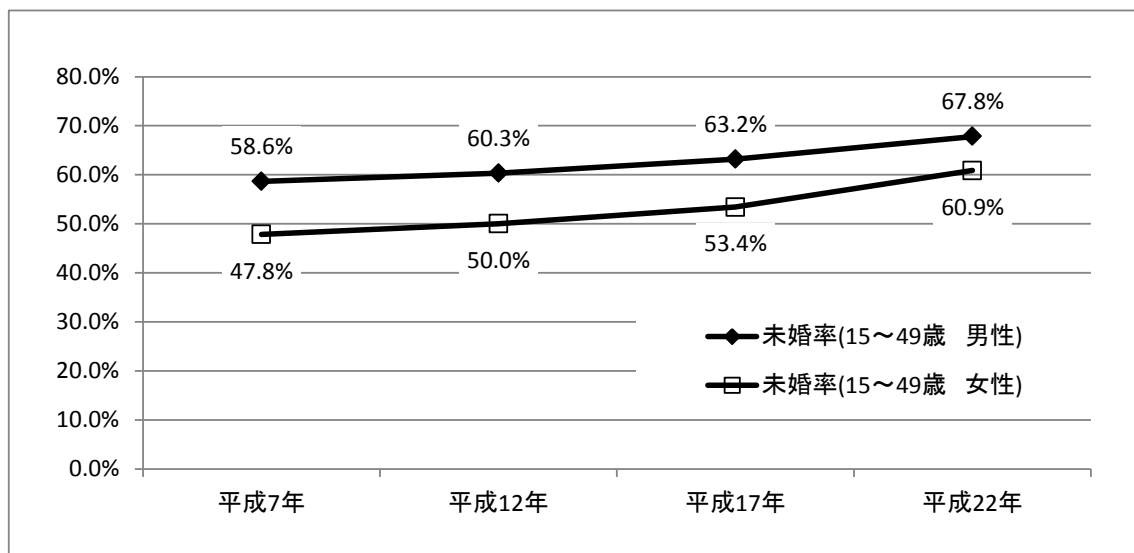
15～49歳の未婚率は、平成22年10月1日現在で男性67.8%、女性60.9%となっています。

平成7年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男性では20歳前半までの未婚率に大きな変化が見られない一方、特に30歳以上では比較的大きく上昇しており、30歳代前半で約7割（68.8%）と、県平均（48.3%）や全国平均（46.0%）と大きな乖離が見られます。

女性については、平成7年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較して、20歳代後半から比較的大きく上昇しており、30歳代前半で約5割（50.3%）が未婚という状況です。

なお、本町における未婚率の高さは、一般世帯における「会社などの独身寮の単身者」の割合の高さが大きな要因です。

図表11 15～49歳男女別未婚率（単位：%）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表12 年齢階級別未婚率（単位：%）

| 区分 | 本 町 | | | | 県平均 | | 全国平均 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 男性 | | 女性 | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| | 平成7年 | 平成22年 | 平成7年 | 平成22年 | 平成22年 | | 平成22年 | |
| 15～19歳 | 98.5% | 99.6% | 99.1% | 99.3% | 99.0% | 99.0% | 99.0% | 98.9% |
| 20～24 | 94.8% | 95.2% | 88.4% | 94.4% | 93.0% | 90.1% | 91.4% | 87.8% |
| 25～29 | 75.8% | 83.8% | 56.3% | 79.6% | 72.8% | 61.5% | 69.2% | 58.9% |
| 30～34 | 50.8% | 68.8% | 31.2% | 50.3% | 48.3% | 34.1% | 46.0% | 33.9% |
| 35～39 | 32.0% | 54.4% | 17.7% | 33.8% | 37.1% | 22.6% | 34.8% | 22.7% |
| 40～44 | 23.5% | 42.1% | 12.7% | 29.3% | 29.7% | 16.7% | 28.0% | 17.1% |
| 45～49 | 16.6% | 35.8% | 15.2% | 19.9% | 24.0% | 12.2% | 22.0% | 12.4% |
| 合 計 | 58.6% | 67.8% | 47.8% | 60.9% | 53.1% | 42.3% | 52.0% | 42.7% |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-8 人口動態

自然動態は、過去5年は毎年度100人前後の減少となっており、社会動態は、平成22年度を除き、減少となっています。

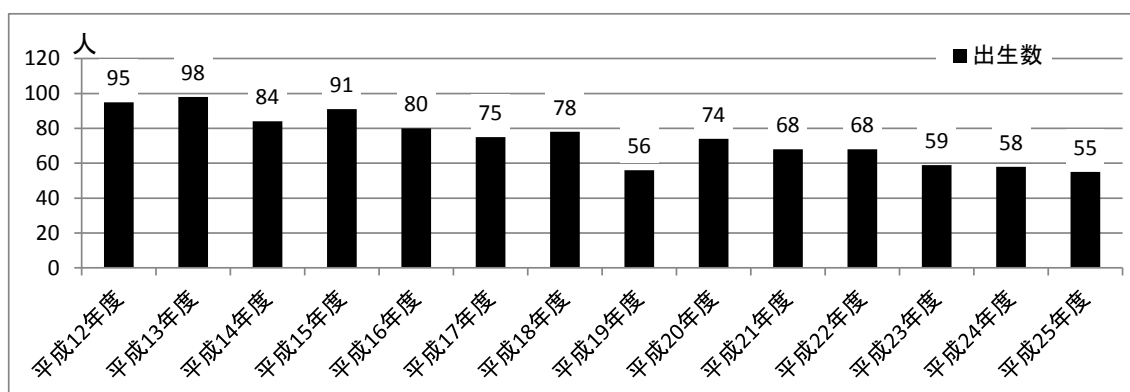
また、平成25年度の出生数が55人となっており、おおむね減少傾向となっています。

図表13 人口動態（単位：人）

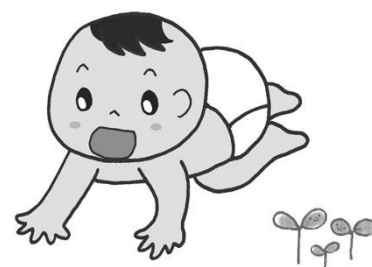
| 区分 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自然 動態 | 出生 | 74 | 68 | 68 | 59 | 58 | 55 |
| | 死亡 | 159 | 164 | 144 | 161 | 152 | 167 |
| | 自然増 | -85 | -96 | -76 | -102 | -94 | -112 |
| 社会 動態 | 転入 | 1,062 | 1,125 | 1,043 | 991 | 1,037 | 1,033 |
| | 転出 | 1,115 | 1,232 | 1,033 | 1,181 | 1,088 | 1,104 |
| | 社会増 | -53 | -107 | 10 | -190 | -51 | -71 |

資料：人口動態統計

図表14 出生数の推移（単位：人）



資料：人口動態統計

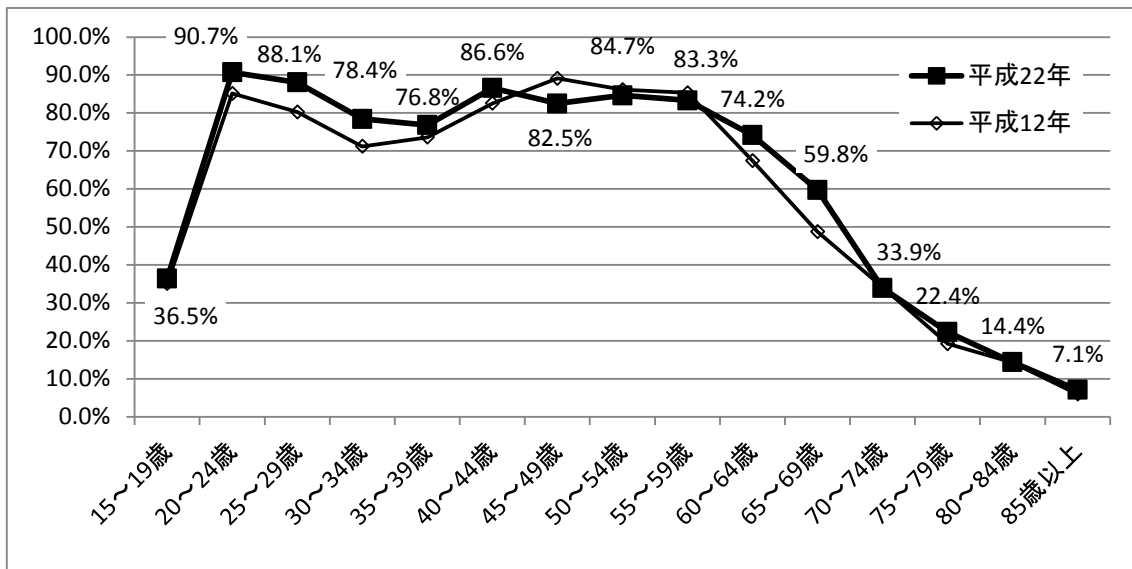


1-9 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成12年における20歳代前半から後半にかけての低下と比べて、平成22年では若干緩やかな低下となっているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

図表15 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査



2 教育・保育施設等のようす

2-1 保育所

保育所は、公立を3か所（うち2か所は認定こども園）設置しており、平成25年度現在の定員は312人、入所児童数は合計205人で、定員に対する充足率は65.7%となっています。

入所児童数は、おおむね増加傾向となっています。

図表16 入所児童数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数 | 173 | 198 | 202 | 202 | 209 | 205 |

資料：子育て支援課

図表17 保育所の状況（平成25年4月1日現在）（単位：人）

| 名称 | 定員 | 所在地 | 対象乳幼児 | 開所時間 |
|---------------------|-----|---------|---------|--------------|
| 湯本保育園 （湯本幼児学園） | 72 | 湯本 392 | 5か月～就学前 | 7時30分～18時30分 |
| 宮城野保育園 | 155 | 宮城野 102 | 5か月～就学前 | 7時30分～18時30分 |
| 仙石原保育園 （仙石原幼児学園） | 85 | 仙石原 981 | 5か月～就学前 | 7時30分～18時30分 |
| 合計 | 312 | | | |

資料：子育て支援課

図表18 保育所の定員に対する充足率（平成25年度現在）（単位：人、%）

| 区分 | 定員 | 児童数 | 充足率 |
|---------------------|-----|-----|-------|
| 湯本保育園 （湯本幼児学園） | 72 | 65 | 90.3% |
| 宮城野保育園 | 155 | 76 | 49.0% |
| 仙石原保育園 （仙石原幼児学園） | 85 | 64 | 75.3% |
| 合計 | 312 | 205 | 65.7% |

資料：子育て支援課

* 平成27年4月1日から公立保育所2か所は、新幼保連携型認定こども園に移行します。

2-2 幼稚園

幼稚園は、公立を4か所（うち2か所は認定こども園）設置しています。

定員は、県から認定された定員が合計で175人、在園児童数は56人で、定員に対する充足率は32.0%となっています。

在園児童数は、おおむね減少傾向となっています。

図表19 在園児童数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数 | 92 | 64 | 58 | 55 | 57 | 56 |

資料：学校教育課

図表20 幼稚園の状況（平成25年5月1日現在）（単位：人）

| 名称 | 定員 | 所在地 |
|-----------------|-----|---------|
| 湯本幼稚園（湯本幼児学園） | 45 | 湯本 392 |
| 温泉幼稚園 | 35 | 宮ノ下 416 |
| 仙石原幼稚園（仙石原幼児学園） | 65 | 仙石原 981 |
| 箱根幼稚園 | 30 | 箱根 561 |
| 合計 | 175 | |

資料：学校教育課

図表21 幼稚園の定員に対する充足率（平成25年度現在）（単位：人、%）

| 区分 | 定員 | 児童数 | 充足率 |
|-----------------|-----|-----|-------|
| 湯本幼稚園（湯本幼児学園） | 45 | 16 | 35.6% |
| 温泉幼稚園 | 35 | 13 | 37.1% |
| 仙石原幼稚園（仙石原幼児学園） | 65 | 15 | 23.1% |
| 箱根幼稚園 | 30 | 12 | 40.0% |
| 合計 | 175 | 56 | 32.0% |

資料：学校教育課

* 平成27年4月1日から公立幼稚園2か所は、新幼保連携型認定こども園に移行します。



2-3 小学校・中学校

平成 25 年 5 月 1 日現在、小学校を 3 校、中学校を 1 校設置しています。

児童・生徒数は、平成 25 年 5 月 1 日現在 948 人と、平成 20 年と比べて 260 人以上の減少となっています。

図表22 小学校・中学校の児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

| 区分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 737 | 734 | 693 | 663 | 622 | 620 |
| 中学校 | 476 | 446 | 416 | 394 | 371 | 328 |
| 合計 | 1,213 | 1,180 | 1,109 | 1,057 | 993 | 948 |

資料：学校教育課

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、学校から帰っても、誰も面倒を見る方のいない共働き家庭や、母子・父子家庭などを対象に、平成 25 年度現在は小学校低学年（1～3年）の児童を対象とした施設です。

各小学校内に 1 か所、計 3 か所整備しており、平成 25 年度現在の在籍児童数は 48 人、低学年児童数に対する利用率は 24.7%となっています。

なお、児童福祉法の改正により、今後は、小学 4 年生以上を含むすべての小学生が対象となります。

図表23 放課後児童クラブ（平成 25 年度現在）

| 区分 | 湯本こどもクラブ | 箱根こどもクラブ | きんときクラブ |
|------|-----------------------------|----------|---------|
| 場所 | 湯本小学校内 | 箱根の森小学校内 | 仙石原小学校内 |
| 対象 | 小学1年生～3年生 | | |
| 開所時間 | 月～金曜日 小学校の放課後～18:00 | | |
| | (夏季・冬季・学年始末休業期間 8:30～18:00) | | |
| 定員 | 各クラブ 16 人 | | |

資料：子育て支援課

図表24 放課後児童クラブ 校区別利用率（平成 25 年度現在）（単位：人）

| 対象小学校区 | 低学年児童数 | 在籍児童数 | 利用率 |
|---------|--------|-------|-------|
| 湯本小学校 | 47 | 20 | 42.6% |
| 箱根の森小学校 | 89 | 12 | 13.5% |
| 仙石原小学校 | 58 | 16 | 27.6% |
| 合 計 | 194 | 48 | 24.7% |

資料：子育て支援課

図表25 放課後児童クラブ 学年別在籍児童数の推移（単位：人）

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1年生 | 14 | 14 | 11 | 16 | 18 | 24 |
| 2年生 | 16 | 17 | 16 | 11 | 8 | 15 |
| 3年生 | 2 | 13 | 13 | 17 | 7 | 9 |
| 合 計 | 32 | 44 | 40 | 44 | 33 | 48 |

資料：子育て支援課

2-5 子育て支援センター等

子育て支援センター等については、町内 2 か所の認定こども園（幼児学園）に子育て支援センターや子育てサロンを設置しています。

子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭的保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

図表26 子育て支援センター

| 区分 | 子育て支援センター | 子育てサロン |
|------|-------------------|----------------|
| 場 所 | 仙石原幼児学園内 | 湯本幼児学園内 |
| 対 象 | 0歳から就園前までの児童がいる家庭 | |
| 開所時間 | 月～金 9:30～15:30 | 月～金 9:30～15:30 |
| | 12:00～13:00 は閉所 | |

資料：子育て支援課

図表27 子育て支援センター延べ利用者数（単位：人回）

| 区分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 仙石原子育て支援センター | 3,026 | 2,760 | 3,277 | 3,325 | 3,956 |
| 湯本子育てサロン | 1,493 | 2,801 | 3,593 | 3,142 | 2,176 |
| 宮城野保育園(こっつんこ会) | — | — | — | — | 19 |

資料：子育て支援課

2-6 障がい児の保育・教育・療育

町内の認定こども園、幼稚園、保育所においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、特別支援学級を町内のすべての小学校、中学校に設置しています。

また、療育については、「児童言語訓練会（ことばの教室）」として、聴覚障がい児や発音の気になる子どもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行っているほか、「在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室）」として、言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とその子どもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行っています。

そのほか、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスについては、町外の事業所の利用者がいます。

図表28 児童言語訓練会（ことばの教室）及び在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室）の利用者数の推移（単位：人）

| 区分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 児童言語訓練会（ことばの教室） | 92 | 111 | 131 | 173 | 92 |
| 在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室） | 70 | 44 | 55 | 55 | 65 |

資料：健康福祉課

図表29 児童福祉法に基づくサービス利用者の推移（単位：人）

| 区分 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|------------|---------|---------|
| 児童発達支援 | 1 | 2 |
| 放課後等デイサービス | 1 | 4 |

資料：健康福祉課



3 子どもと子育てのようす（ニーズ調査結果）

3-1 ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「箱根町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学生1年生～3年生の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により実施しました。

図表30 ニーズ調査の概要【実施時期：平成25年10月～11月】

| 対象 | 調査の内容 | 対象数 | 配布・回収方法 |
|------------------|--|-----|--|
| ① 就学前児童の保護者 | <p>就学前児童の保護者を対象とする調査は、利用希望の把握方法のひな形が国から示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、町独自の質問項目を一部加えた次の内容です。</p> <p>① お住まいの地域 ② お子さんご家族の状況 ③ お子さんの育ちをめぐる環境 ④ 保護者の就労状況 ⑤ 平日の教育・保育事業の利用状況 ⑥ 地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦ 休日等の教育・保育事業の利用希望 ⑧ お子さんの病気の際の対応 ⑨ お子さんの一時預かり・一時保育等 ⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪ 職場の両立支援制度 ⑫ 子育て全般やお子さんの健康管理</p> | 355 | <p>保育所・幼稚園、幼児学園（認定こども園）就園児は各園を通じた配布・回収</p> <p>未就園児は郵送配布・回収</p> |
| ② 小学校1年生～3年生の保護者 | <p>町独自の質問項目による次の内容です。</p> <p>① お住まいの地域 ② お子さんご家族の状況 ③ お子さんの育ちをめぐる環境 ④ 放課後の過ごし方 ⑤ 子育て全般やお子さんの健康管理</p> | 181 | 各学校を通じた配布・回収 |

調査の結果、有効回収率は①就学前児童の保護者で50.1%、②小学生の保護者で60.2%となっています。

図表31 ニーズ調査の回収結果

| 区分 | 配付数 | 回収数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------------|-----|-----|----------------|-------|
| ①就学前児童の保護者 | 355 | 178 | 178 | 50.1% |
| ②小学校1年生～3年生の保護者 | 181 | 110 | 109 (白票が1票) | 60.2% |
| 合計 | 536 | 288 | 287 | 53.5% |

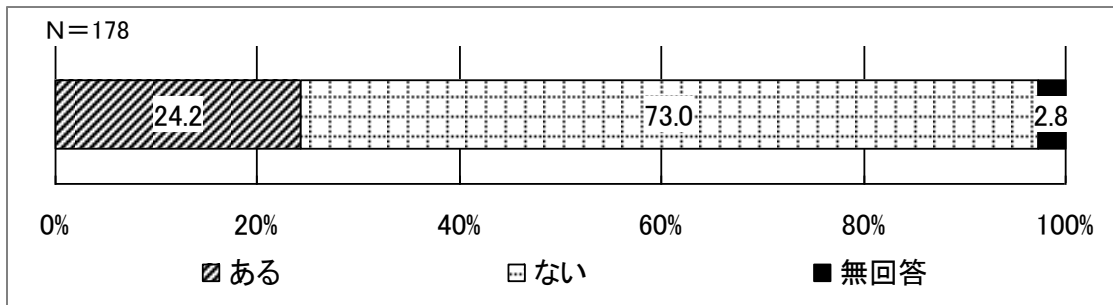
3-2 主な調査結果

【健康管理に関すること】

お子さんだけで食事（朝食、昼食、夕食を問わず）をとること

《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 『ある』が24.2%、『ない』が73.0%

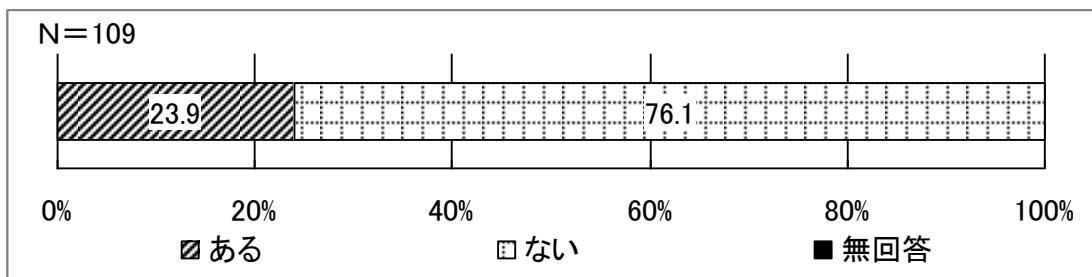


- ▶ 平均が3日、最大で7日、最小が1日

| | |
|-----|----|
| 平均 | 3日 |
| 最大値 | 7日 |
| 最小値 | 1日 |

《小学校1年生～3年生の保護者調査》

- ▶ 『ある』が23.9%、『ない』が76.1%



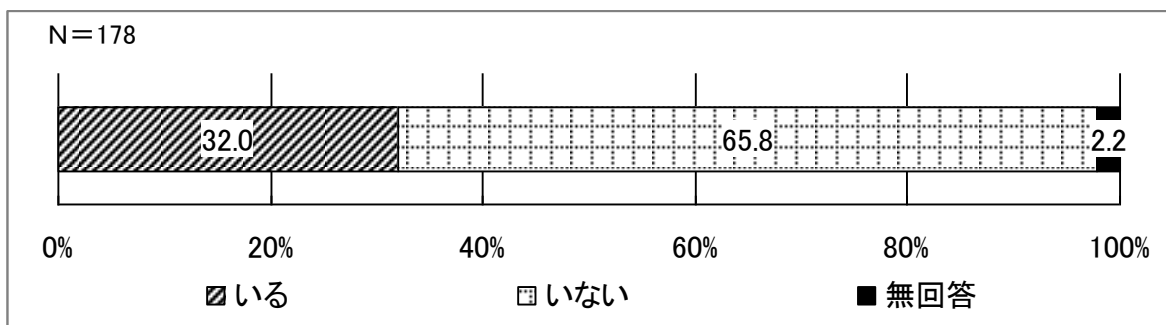
- ▶ 平均で2日、最大で5日、最小が1日

| | |
|-----|----|
| 平均 | 2日 |
| 最大値 | 5日 |
| 最小値 | 1日 |

お子さんの前でタバコを吸う人が身近にいますか。

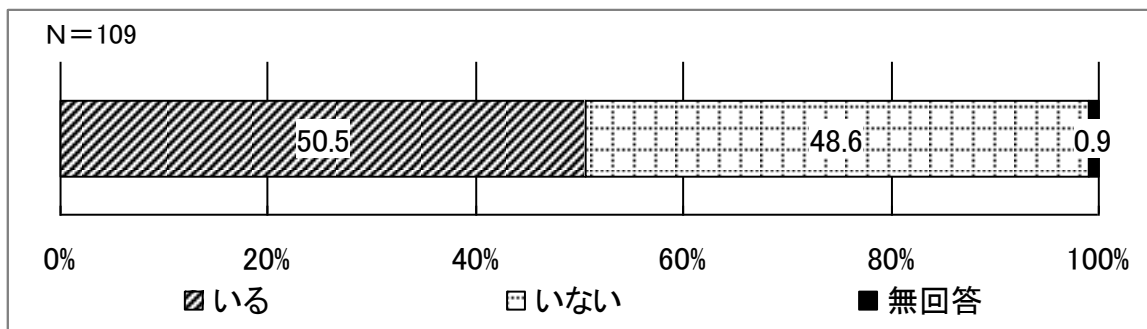
《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 『いる』が32.0%、『いない』が65.8%



《小学校1年生～3年生の保護者調査》

- ▶ 『いる』が50.5%、『いない』が48.6%



【子育ての状況や子育て支援に対する要望等】

仙石原子育て支援センターや湯本子育てサロンなどの利用状況

《就学前児童の保護者調査》

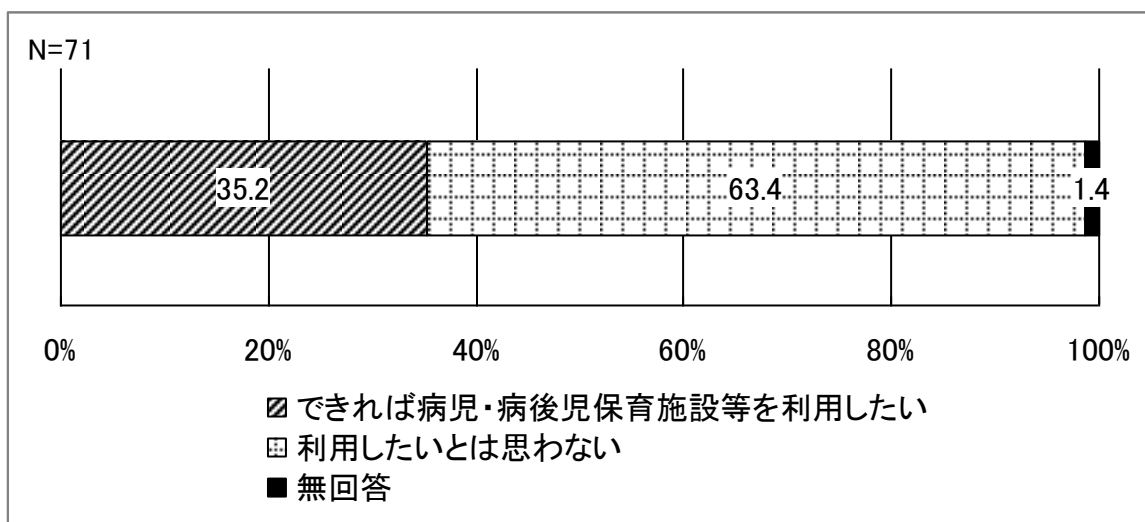
- ▶ 仙石原子育て支援センターや湯本子育てサロンなどの利用状況は、全体で 16.9%
- ▶ 教育・保育事業の利用状況別で見ると、現在”利用していない（未就園）”保護者の場合は『子育て支援センター、子育てサロン』が 43.3%

| | | 回答者数 | 問17 お子さんは、現在、仙石原子育て支援センターや湯本子育てサロンなどを利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。 | | | | 無回答 |
|--------------------------|---------|------|---|---------------------|---------------------|--------------|------------|
| | | | 子育て支援センター、子育てサロン | 宮城野保育園こっつんこ会（月1回開催） | 育児教室「たんぽぽの会」（月1回開催） | 利用していない | |
| 全体 | | 178 | 30 16.9% | 1 0.6% | 10 5.6% | 136 76.4% | 10 5.6% |
| 問15 「定期的な教育・保育の事業」の利用 | 利用している | 118 | 4 3.4% | 0 0.0% | 1 0.8% | 106 89.8% | 8 6.8% |
| | 利用していない | 60 | 26 43.3% | 1 1.7% | 9 15.0% | 30 50.0% | 2 3.3% |

病児・病後児保育の利用意向

《就学前児童の保護者調査》

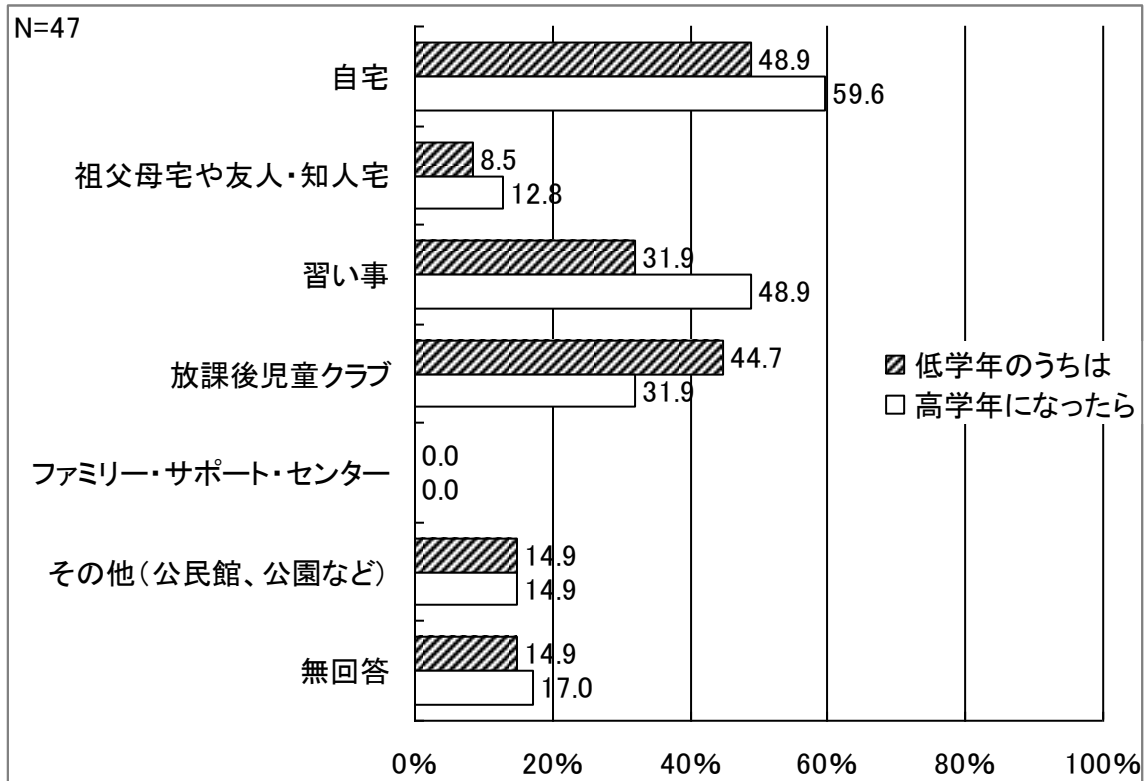
- ▶ 子どもの病気やケガの際、父親又は母親が休んで対応した方については『（病児・病後児保育を）できれば利用したかった』という方が 35.2%



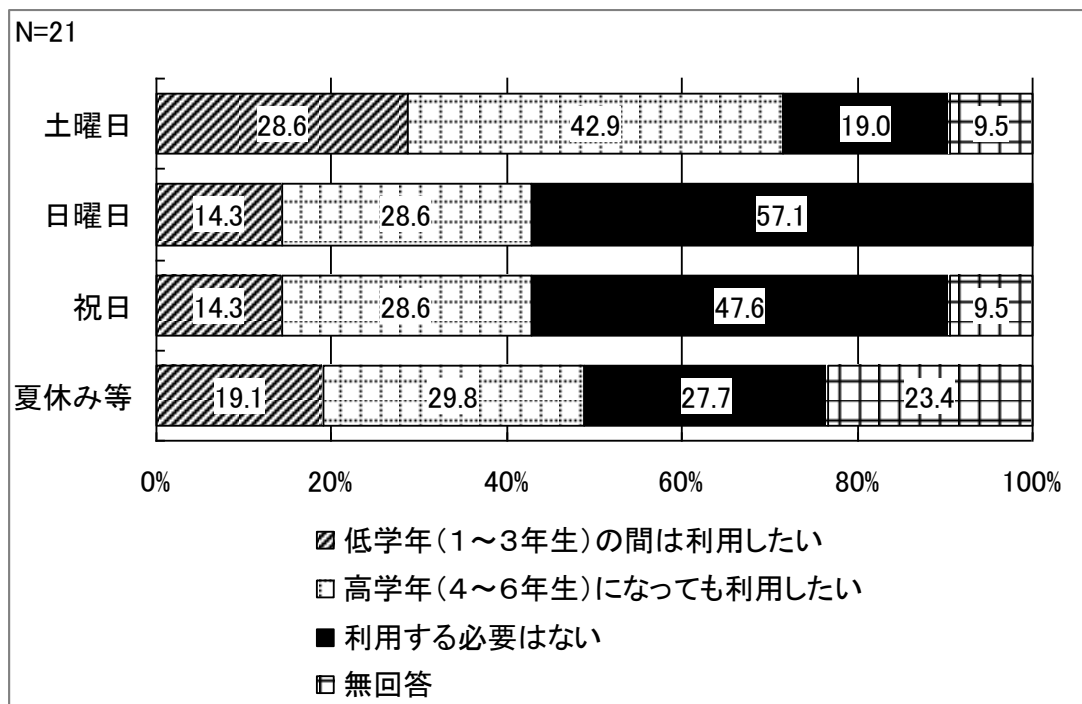
小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、『放課後児童クラブ』の利用希望は低学年の間で44.7%、高学年になってからは31.9%



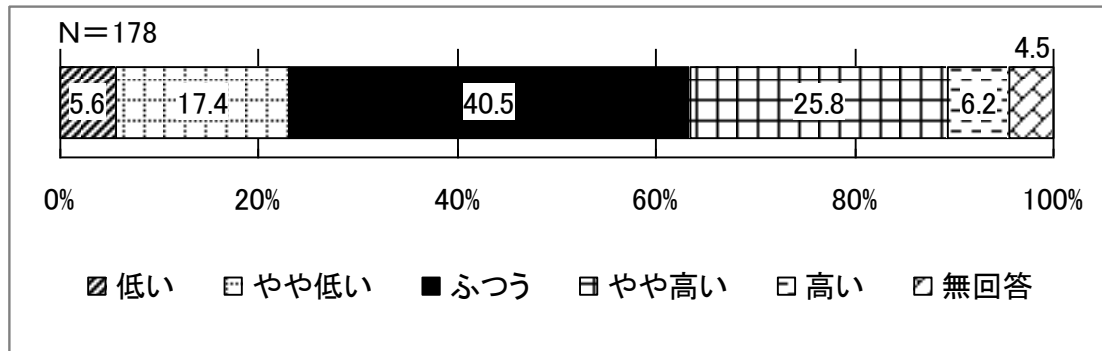
- ▶ 『放課後児童クラブ』について、土曜日と日曜日、祝日の利用希望は、土曜日では『高学年（4～6年生）になっても利用したい』が42.9%



箱根町における子育ての環境や支援への満足度

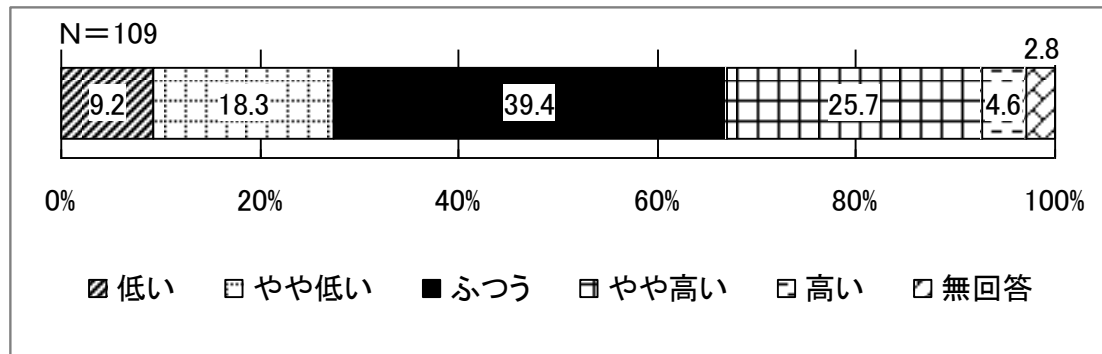
《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 箱根町における子育ての環境や支援への満足度は、『ふつう』が 40.5%と最も多く、『やや高い』と『高い』を合わせると 32.0%



《小学校1年生～3年生の保護者調査》

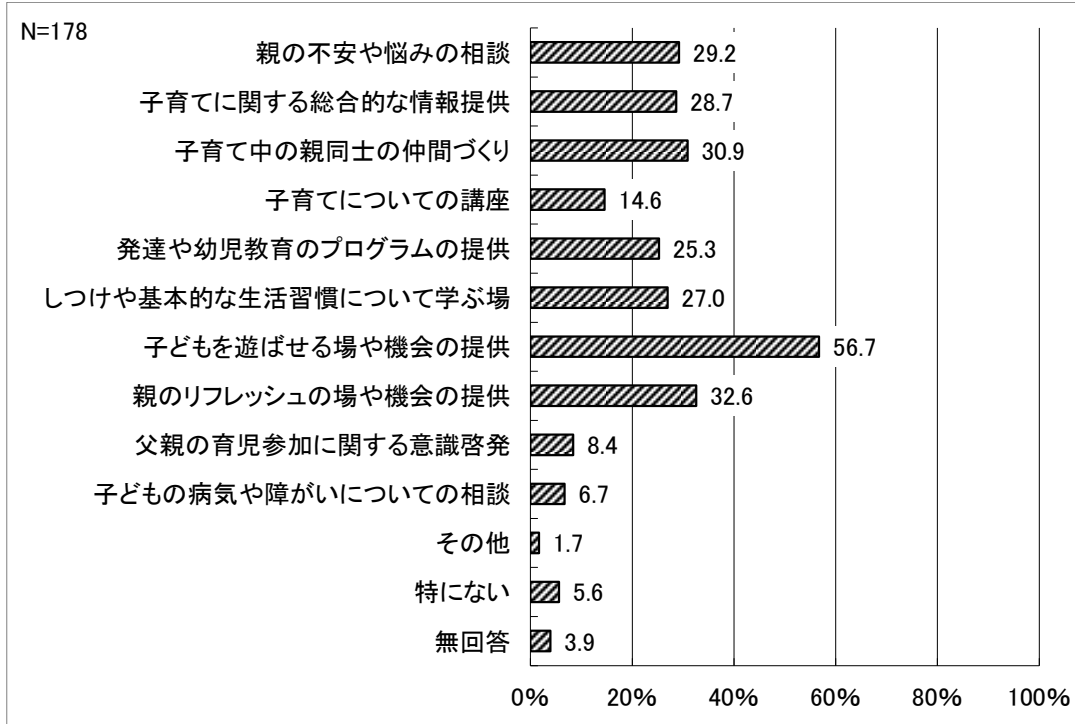
- ▶ 箱根町における子育ての環境や支援への満足度は、『ふつう』が 39.4%と最も多く、『やや高い』と『高い』を合わせると 30.3%



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス

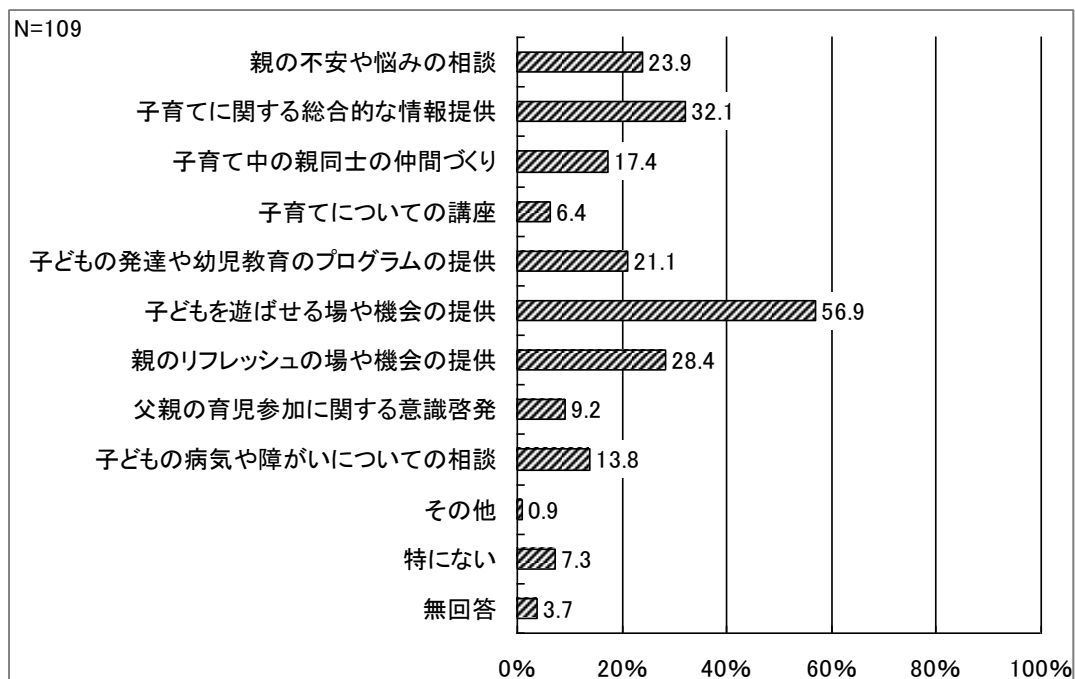
《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、『子どもを遊ばせる場や機会の提供』が 56.7%と最も多く、次いで『親のリフレッシュの場や機会の提供』が 32.6%、『子育て中の親同士の仲間づくり』が 30.9%などと続く



《小学校1年生～3年生の保護者調査》

- ▶ 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、『子どもを遊ばせる場や機会の提供』が 56.9%と最も多く、次いで『子育てに関する総合的な情報提供』が 32.1%、『親のリフレッシュの場や機会の提供』が 28.4%などと続く

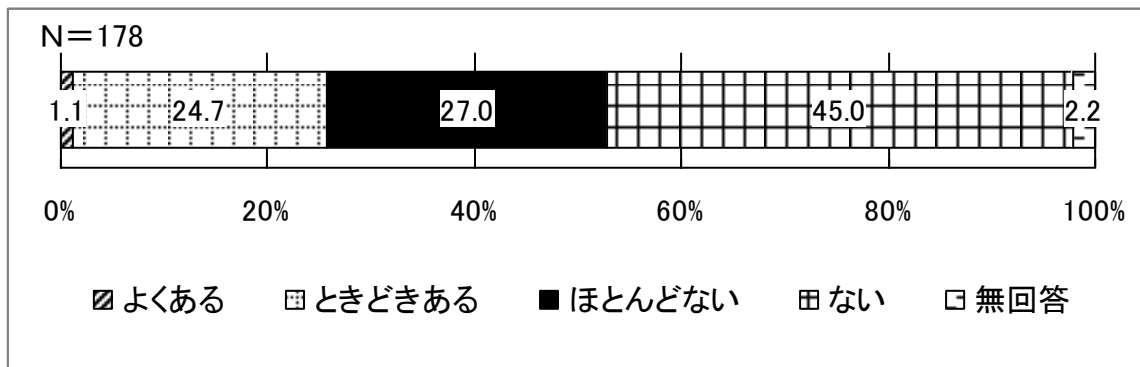


【虐待していると思い悩んだこと等】

自分は子どもを虐待していると思い悩んだこと

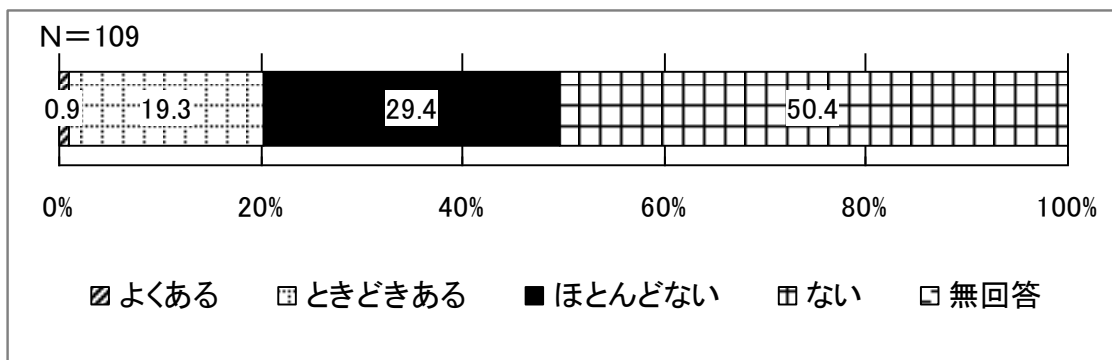
《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 自分は子どもを虐待していると思い悩んだことがあるかについては、『よくある』が1.1%、『ときどきある』が24.7%と、合わせると25.8%



《小学校1年生～3年生の保護者調査》

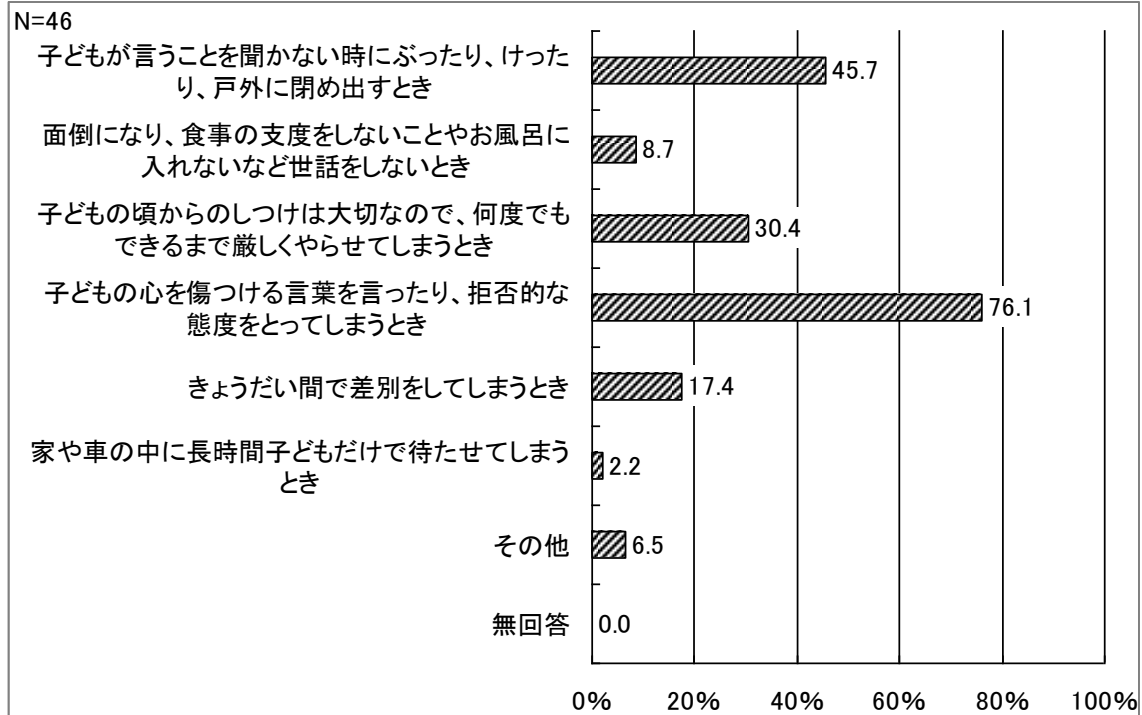
- ▶ 自分は子どもを虐待していると思い悩んだことがあるかについては、『よくある』が0.9%、『ときどきある』が19.3%と、合わせると20.2%



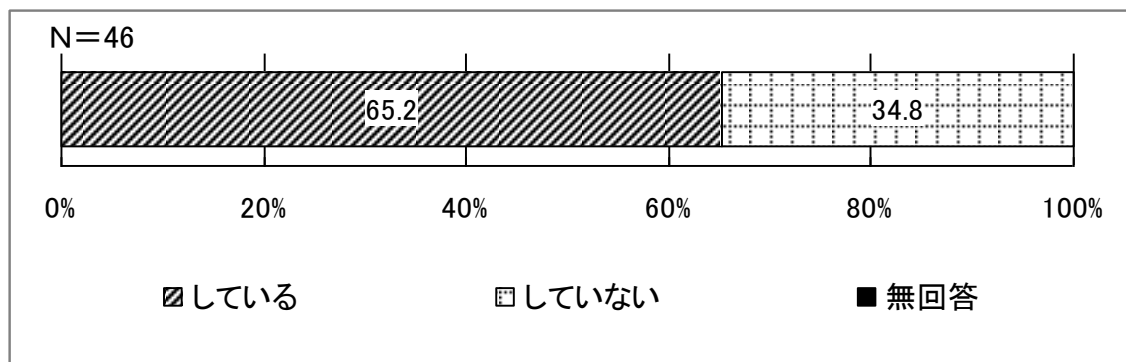
子どもを虐待していると思い悩んだときや相談状況

《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 自分は子どもを虐待していると思い悩んだときは、『子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうとき』が 76.1%と最も多く、次いで『子どもが言うことを聞かない時にぶつたり、けつたり、戸外に閉め出すとき』が 45.7%



- ▶ 自分は子どもを虐待していると思い悩んだときの相談の状況は、『(相談を)している』が 65.2%、『していない』が 34.8%

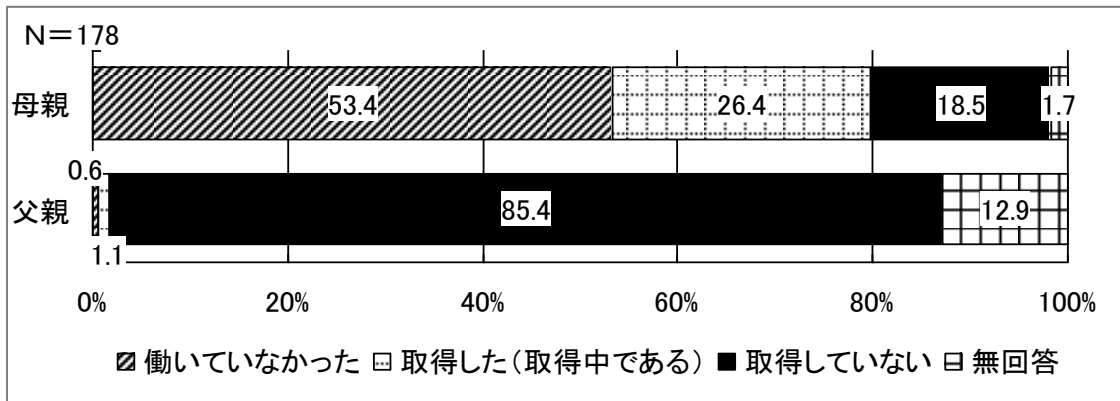


【育児休業の状況】

お子さんが生まれたときの育休の取得状況

《就学前児童の保護者調査》

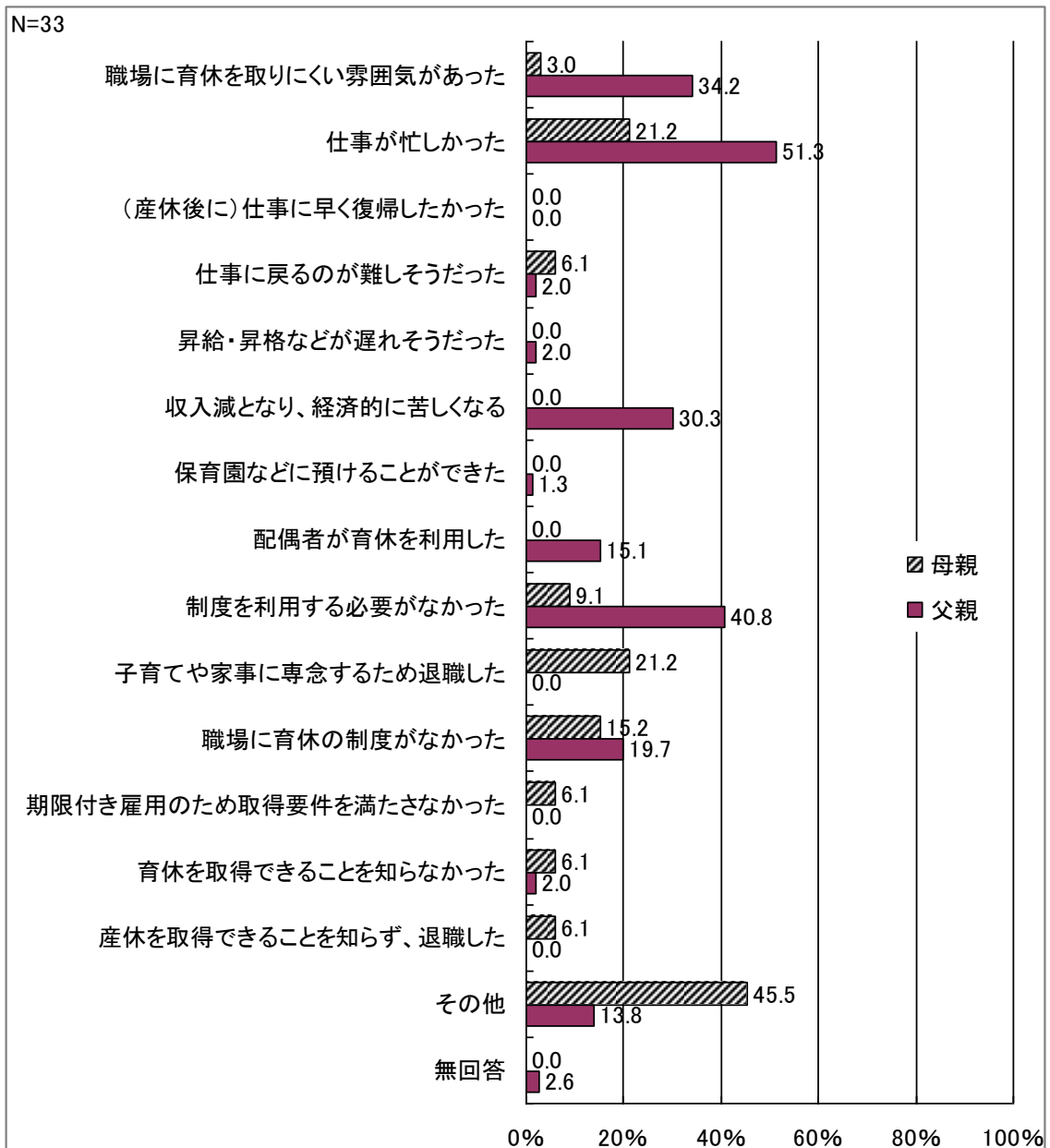
- ▶ お子さんが生まれたときの育休の取得状況は、母親では『働いていなかった』が 53.4%、『取得した(取得中である)』が 26.4%、『取得していない』が 18.5%。父親では『取得していない』が 85.4%、『取得した(取得中である)』が 1.1%



育児休業の取得状況

《就学前児童の保護者調査》

- ▶ 育休を取得していない理由は、母親では『その他（自営業のため他）』が 45.5% と最も多く、父親では『仕事が忙しかった』が 51.3%、『制度を利用する必要がなかった』が 40.8%

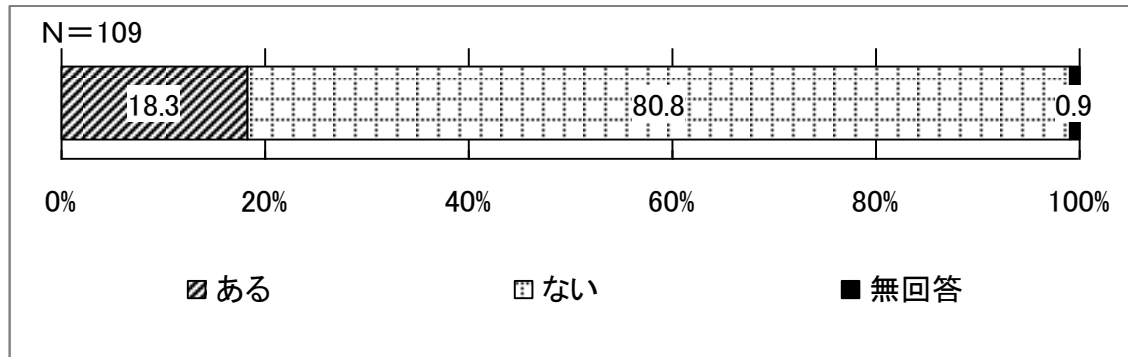


【安全対策に関すること】

お子さんが事故や犯罪の被害に遭いそうになった経験の有無

《小学校1年生～3年生の保護者調査》

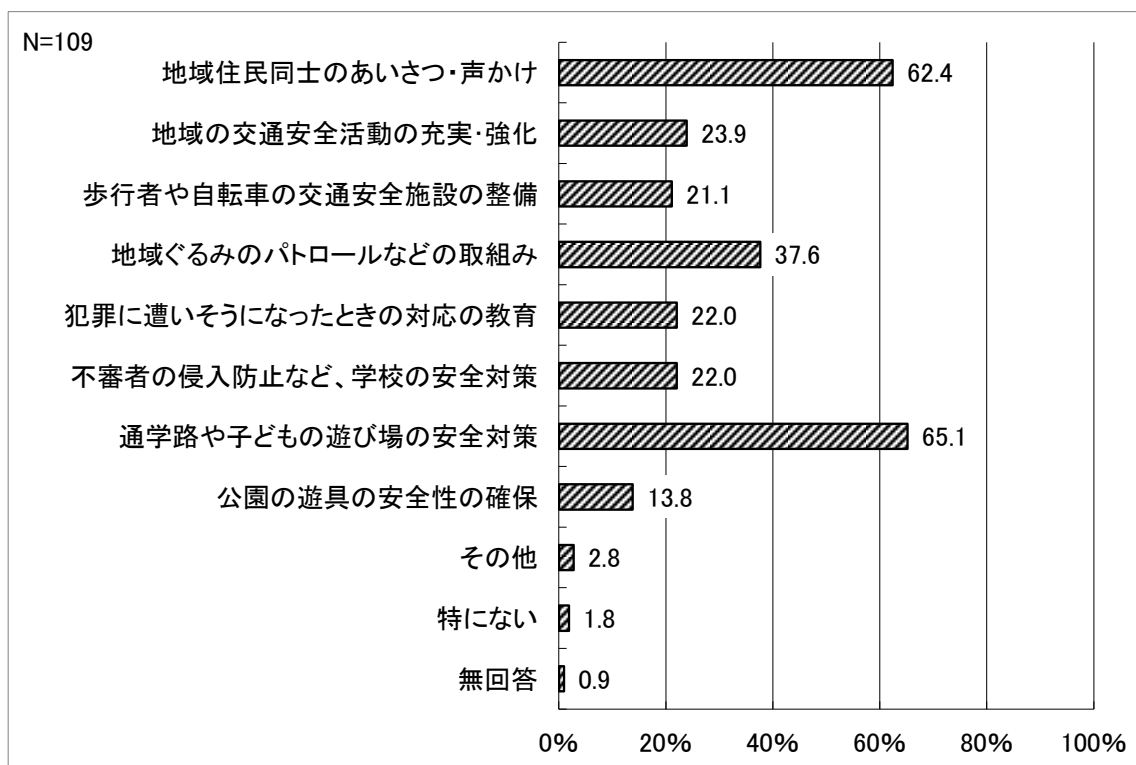
- ▶ お子さんが事故や犯罪の被害に遭いそうになった経験の有無は、『ある』が18.3%



子どもの安全を守るために、特に重要と思われること

《小学校1年生～3年生の保護者調査》

- ▶ 子どもの安全を守るために、特に重要と思われることは、『通学路や子どもの遊び場の安全対策』が65.1%、『地域住民同士のあいさつ・声かけ』が62.4%と、これらが上位2つ



第3章 計画の基本理念等



1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「箱根町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承します。

- 子ども・子育て支援法に明記のとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めていく必要があります。
- 子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境、子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、のびのびと育つことのできる地域づくりが必要となります。
- 箱根の未来を切り開いていく子どもたちが箱根を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心、温かい箱根人に育ち、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支えあい、やさしさあふれるまちをつかっていくことを基本的な理念とします。
- 本町の子ども・子育て支援は、町の最重要課題である『少子化対策』を目的とするものであると同時に、児童の権利に関する条約の基本原則である『子どもの最善の利益』が実現される地域社会を目指すものです。

【基本理念】

子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！

～子育てするなら箱根町～



☆少子化対策

☆子どもの最善の利益

2 基本的な視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開していくものとします。

《すべての子どもの視点》

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

《すべての子育て家庭の視点》

子育てをしている家庭の状況は、共働きであったり、お父さんかお母さんのどちらかが働いているなどさまざまです。このような中、すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

《次代の親づくりの視点》

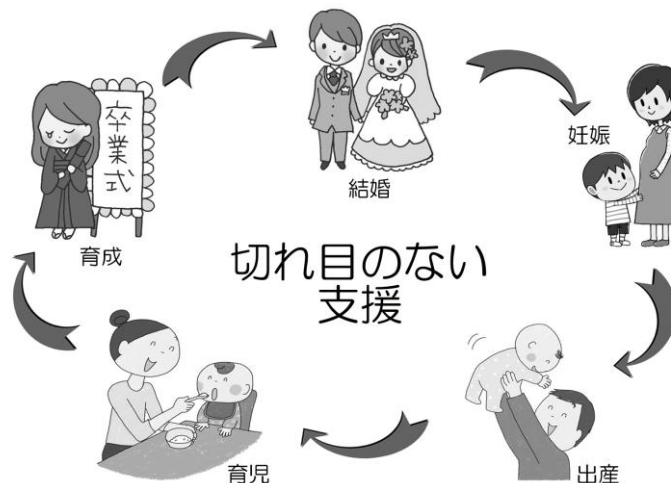
子どもは親の背中を見て育ちます。やさしさにつつまれて育った子どもは、自分が大人になったときにも、自分の子どもをやさしく育てていくようになります。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境にふれながら、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

《地域で子どもを育てていく視点》

地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、社会性やコミュニケーション能力を高められるよう地域全体で育てていく、また、男女がともに子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

《結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点》

町の最重要課題である『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代の町を担う子どもの育成まで、切れ目なく、きめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。



3 基本目標

基本目標については、次の7つを設定し、本町の特徴である『子ども一人ひとりに応じて実施する、ライフステージを通じた一貫した教育・保育・子育て支援の提供』とともに、要保護児童対策や生活環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの促進や安全の確保の基本目標を設定し、少子化対策や子どもの最善の利益の確保に向けて、課題に応じた施策を総合的に展開します。

1 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進

- 母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを生み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。
- 不妊治療・不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を図ります。

2 地域における子育ての支援

- すべての家庭における子育てを支援するため、関係機関・団体等が連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。
- 子どもの出産や育児に関わるさまざまな悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図るとともに、子育てをしている家庭同士や、子育てを卒業した人たちなどとの交流を通じ、情報交換したり悩みを話したり打ち明けあったりできる機会づくりを図ります。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図ります。

3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所、学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- 次代の親づくりも視野に置きながら、子どもたちの男女共同参画意識の醸成や乳幼児との交流などを推進します。
- 子どもの父母などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境をつくります。

4 要保護等支援の必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- 母子家庭や父子家庭などひとり親家庭に必要な支援を図ります。
- 早期療育、教育など、障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。
- 子どもの貧困対策において、本町として実施可能な取り組みを検討し、実施します。

5 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- 子どもたちがのびのびと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、安全な道路環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。

6 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力しあいながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

7 子どもたちの安全の確保

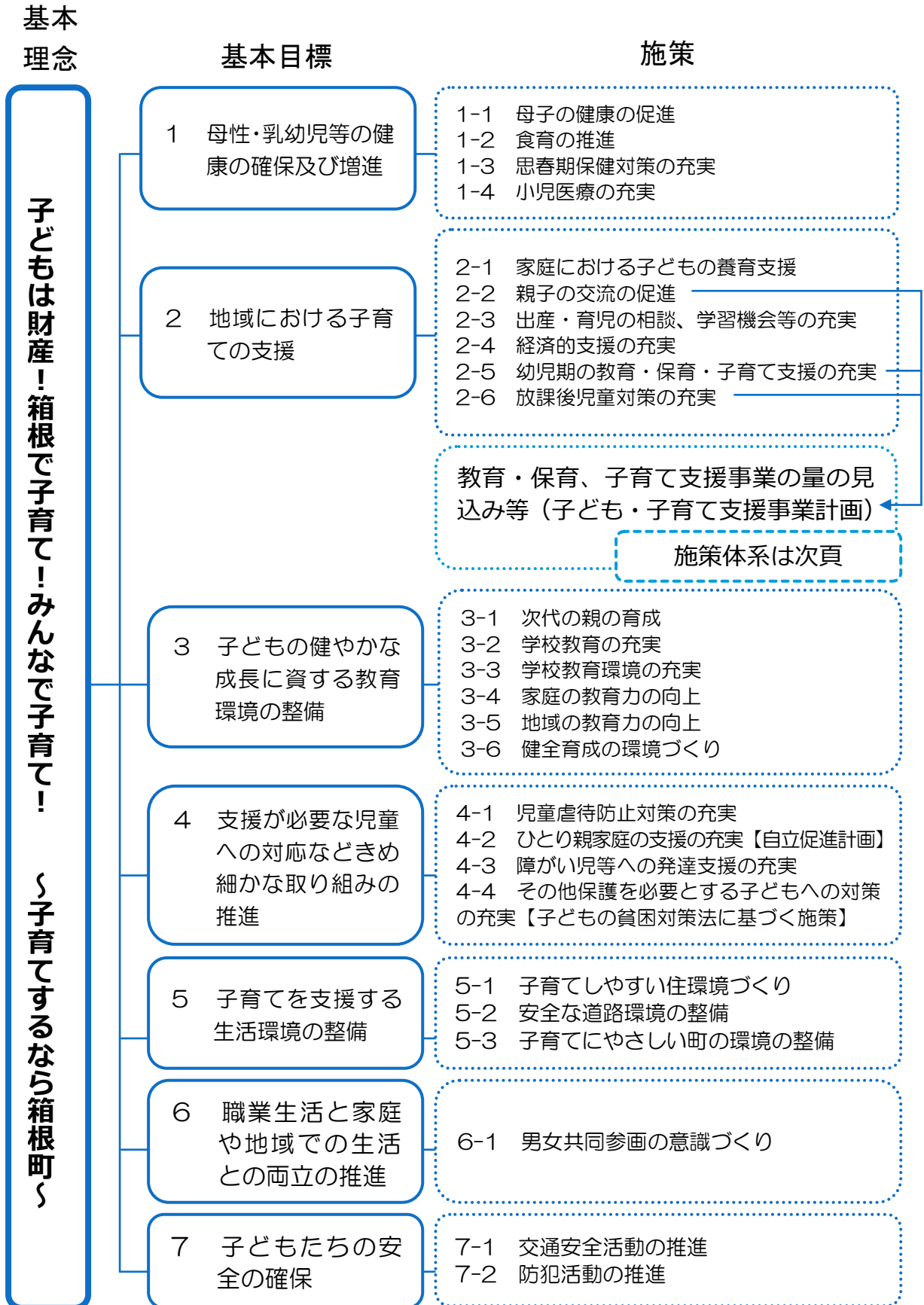
- 子どもたちが安心してまちを歩けるよう、交通安全教育を推進するとともに、地域での見守り活動を充実し、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。



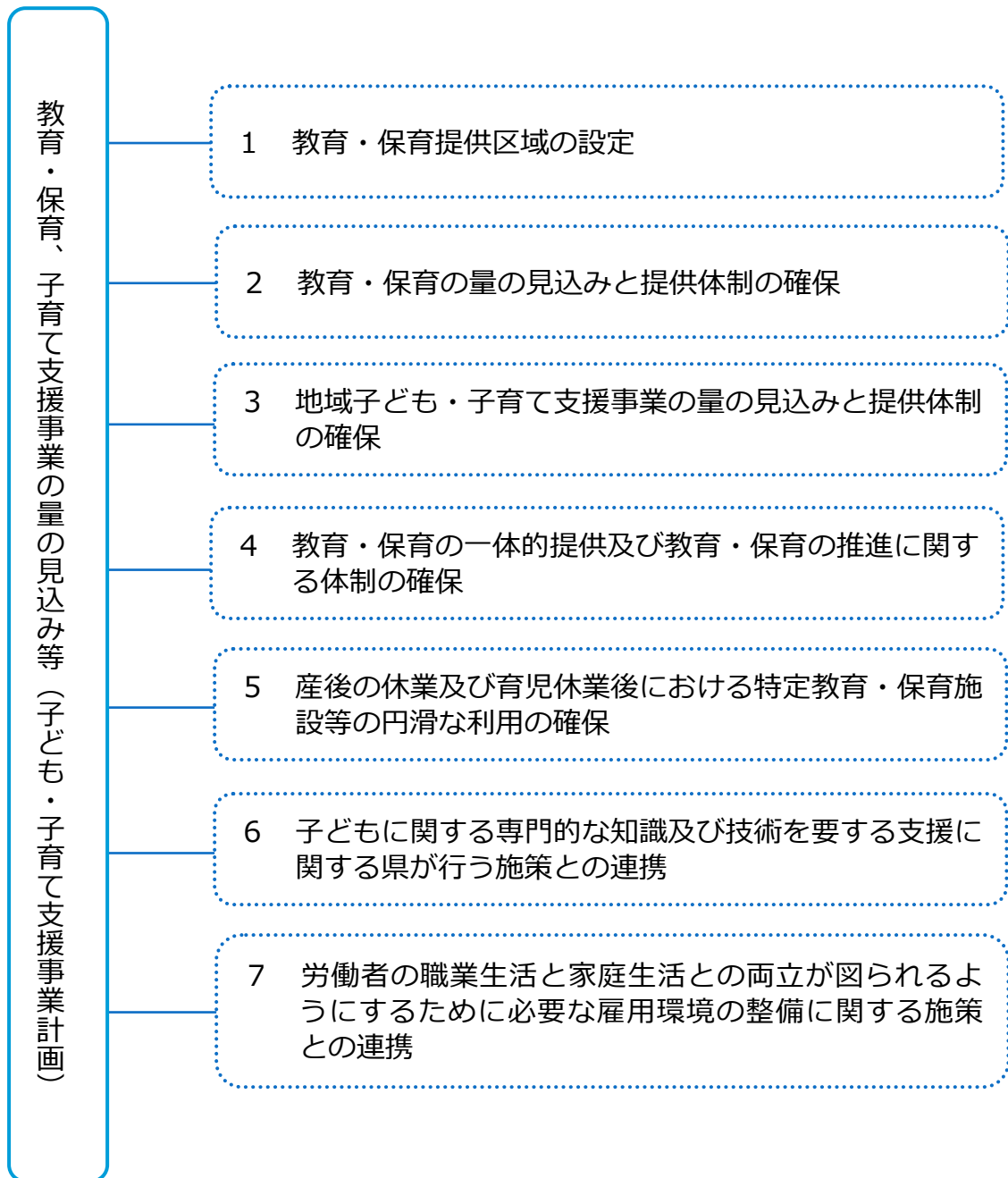
4 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表32 本計画の施策体系



図表33 子ども・子育て支援事業計画の施策体系



5 児童人口の推計

計画期間の児童人口については、計画期間(平成27年～31年)の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従って、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

図表34 児童人口の推計(単位:人)

| 年齢 | 実績 | 推計 | | | | | 27 → 31 年増減 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | 平成25年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | |
| 0 | 56 | 59 | 59 | 60 | 59 | 58 | -1 |
| 1 | 62 | 56 | 60 | 60 | 61 | 60 | 4 |
| 2 | 60 | 57 | 56 | 60 | 60 | 61 | 4 |
| 3 | 56 | 62 | 57 | 56 | 60 | 60 | -2 |
| 4 | 84 | 61 | 64 | 59 | 58 | 62 | 1 |
| 5 | 48 | 57 | 61 | 64 | 59 | 58 | 1 |
| 小計 | 365 | 352 | 357 | 359 | 357 | 359 | 7 |
| 6 | 79 | 84 | 57 | 61 | 64 | 59 | -25 |
| 7 | 70 | 46 | 81 | 55 | 59 | 62 | 16 |
| 8 | 66 | 78 | 47 | 83 | 56 | 60 | -18 |
| 9 | 78 | 70 | 77 | 46 | 81 | 55 | -15 |
| 10 | 84 | 63 | 68 | 75 | 44 | 78 | 15 |
| 11 | 89 | 77 | 64 | 69 | 76 | 45 | -32 |
| 小計 | 466 | 418 | 394 | 389 | 380 | 359 | -59 |
| 合計 | 831 | 770 | 751 | 748 | 737 | 718 | -52 |

| 年齢 | 実績 | 推計 | | | | | 27 → 31 年増減 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | 平成25年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | |
| 0 | 56 | 59 | 59 | 60 | 59 | 58 | -1 |
| 1～2 | 122 | 113 | 116 | 120 | 121 | 121 | 8 |
| 3～5 | 188 | 180 | 182 | 179 | 177 | 180 | 0 |
| 6～8 | 215 | 208 | 185 | 199 | 179 | 181 | -27 |
| 9～11 | 251 | 210 | 209 | 190 | 201 | 178 | -32 |

※平成25年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

第4章 基本目標ごとの取り組み（次世代育成支援行動計画）



1 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進【健やか親子 21（母子保健計画）】

1-1 母子の健康の促進

母子の健康の促進にあたっては、妊婦・乳幼児健康診査を実施しており、各健診未受診者に対しては、文書・電話・訪問等で受診勧奨を実施しています。

また、乳幼児健診対象者（未受診児を含む）の中で虐待等の危険性が高いハイリスクケースの場合は、関係機関間で情報を共有する体制をとっています。

そのほか、乳幼児の事故予防の啓発や県事業を通じて不妊への支援を図っています。

【主要課題】

- ◇ 各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、さまざまな不安を持つ妊婦や乳幼児の保護者、発達の遅れが見られる子どもに対して、早期の対応、早期の療育に努めていくことが今後とも課題です。

【基本方針】

- ① 安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。
- ② 各種健診や教室等の未受診、未参加者への受診等勧奨に努めるとともに、妊娠中の飲酒、喫煙の影響について啓発を継続的に実施します。
- ③ 不妊・不育に悩む方に対する支援として、医療費助成や医療機関等の情報を提供していきます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 妊婦・乳幼児健康診査 | 妊婦、乳幼児の健康診査の未受診者を的確に把握し、受診を促進する。 | 子育て支援課 |
| | ハイリスク妊婦や発達の遅れが見られる子ども等への適切な対応を図る。 | |
| 妊産婦・乳幼児訪問指導 | 妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図る。 | 子育て支援課 |
| 妊婦・乳幼児歯科健康診査 | より早期からの歯周疾患予防、う蝕予防として妊婦歯科健康診査を促進する。 | 子育て支援課 |
| | 1歳児歯科教室以降、6か月ごとに歯科健康診査を実施し、幼児期のう蝕予防を促進する。 | |
| 乳幼児期の事故防止対策 | 健康診査等の機会を通じて、妊娠中の喫煙や飲酒の影響のほか、寝かせ始めにうつぶせ寝をさせないことや家庭内の事故予防対策の重要性について周知を図る。 | 子育て支援課 |

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------|--|--------|
| 不妊・不育への支援 | 広報等を通じて「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の周知と活用促進を図る。 | 子育て支援課 |
| | ★【新規事業】★ 医療保険が適用されない不妊・不育治療に要する費用の一部を助成し、不妊・不育治療にかかる経済的負担の軽減を図る。 | |

1-2 食育の推進

食育の推進にあたっては、離乳食教室や親子ふれあい食教室をはじめ、食生活に関する学習機会の提供を図っているほか、認定こども園、幼稚園、保育所、学校等において食育の取り組みを進めており、行事食の実施や試食会等さまざまな機会に保護者等に対し、給食の内容や食の大切さについて情報提供や意見交換を実施しています。

また、学校においては「お弁当の日」を実施し、家庭と連携した食育を実施しています。

【主要課題】

- ◇ 就学前の保護者及び小学校1年生～3年生の保護者の各ニーズ調査によると、子どもだけで食事をとることがあるとの回答が2割以上（就学前24.2%、小学生23.9%）で、子どもだけでの食事は、週当たり平均で2～3日となっています。食育の推進を通じた、いわゆる『孤食』の対策が求められます。

【基本方針】

- ① 乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食育の推進を図ります。
- ② 『孤食』による影響の啓発など、望ましい食習慣等の形成に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 食生活に関する学習機会の充実 | 離乳食教室の開催日時の工夫等、より多くの人たちが参加できる運営に努める。 | 子育て支援課 |
| | 食生活改善推進事業の充実を図る。 | 健康福祉課 |
| | 食生活と健康等に関する情報提供を図る。 | |
| 認定こども園、幼稚園、保育所における食育 | 給食等を通して食育の推進を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 学校教育における食育 | 給食等を通して食育の普及・啓発を図る。 | 学校教育課 |
| | 学校給食の内容などに関して、保護者や子どもへの情報提供に努める。 | |

1-3 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の充実にあたっては、学校において養護教諭及び担任教諭が中心となり児童・生徒に対して、健全な生活に関する指導を図っています。

また、子どもたちの悩みごとに対しては、スクールカウンセラー等を配置し、相談できる環境を整えています。

さらに、教育支援室の直通電話番号とメールアドレスを広報紙に掲載し、相談しやすい環境づくりを図っています。

【主要課題】

- ◇ 就学前の保護者及び小学校1年生～3年生の保護者の各ニーズ調査によると、子どもの前でタバコを吸う人は、就学前で32.0%、小学生で50.5%となっており、子どもの受動喫煙に関する対策が依然として課題です。

【基本方針】

- ① 子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。
- ② 10代の自殺や不健康なやせ等の思春期の課題の重要性を踏まえて、心の問題に対処するために、専門家の確保及び相談体制の充実に努めます。
- ③ 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響のほか、保護者等を含めて受動喫煙についての啓発と防止に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|---|-----------------|
| 健全な生活の指導 | 子どもの健康な心身をつくるため、授業や「保健だより」などを活用して、適切な指導を図る。 | 学校教育課 子育て支援課 |
| 悩みごとの相談体制の充実 | 子どもたちの悩みごとなどに対して、日頃から気軽に相談できる環境づくりに努める。 | 学校教育課 子育て支援課 |

1-4 小児医療の充実

小児医療の充実にあたっては、町内で医科の休日急患当番医を設置しているほか、「かかりつけ医」の普及のため、町内医療機関の案内用冊子を作成し、全世帯及び転入者へ配付しています。

【主要課題】

- ◇ 救急医療体制の強化とかかりつけ医の普及が今後も課題です。

【基本方針】

- ① 広域的な連携による救急医療体制の強化とさまざまな機会を通じたかかりつけ医の普及に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------|---------------------------------|-------|
| 医療体制の整備促進 | 広域的な連携のもと、救急医療体制の強化を図る。 | 健康福祉課 |
| かかりつけ医の促進 | 保健活動や保健だよりなどを活用して、かかりつけ医の促進を図る。 | 健康福祉課 |

2 地域における子育ての支援

2-1 家庭における子どもの養育支援

家庭における子どもの養育支援にあたっては、ハイリスク妊婦等への訪問のほか、「こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業」と併せて産婦への家庭訪問を実施し、健康状態の確認、育児指導等を行っています。

また、養育に関する支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。

そのほか、低体重出生児やハイリスク母子、健診未受診児に対して、家庭訪問を実施し、乳幼児の発達確認、疾病・虐待の予防及び早期発見に努めています。

【主要課題】

- ◇ 訪問活動を通じたハイリスク妊婦・母子へのフォローの継続とともに、幅広い養育支援の体制が求められます。

【基本方針】

- ① 発育や発達に関することをはじめ、悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりなど、多種多様な相談に対応できる養育支援体制を整備していきます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|---|--------|
| 育児支援家庭訪問の充実 | 妊産婦訪問指導等を通じ、妊産婦の健康増進、子育ての悩みごとへの対応等を図る。 | 子育て支援課 |
| | 育児不安を持っていたり、ひとり親、外国籍住民の方をはじめ、乳幼児を抱える母親が孤立しないよう見守り、地域とのつながりを持てるようにサポートしていく。 | |
| | ★【新規事業】★ 就学前転入児の家庭に保健師と民生委員・児童委員が同行訪問し、母子保健事業や地域の子育てサービスについて情報提供するとともに児童の安全確認を行う。 | |
| 養育支援訪問 | 保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等への対応を図る。 また、産後うつ等により家事が行えない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事援助を実施する。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児の健康支援 | 低体重出生児など乳幼児への訪問指導等を通じ、乳幼児の健やかな発育支援を図る。 | 子育て支援課 |
| 外国籍住民への子育て支援 | 妊娠届の際に、母子健康手帳の外国語版を副読本として配布し、外国籍住民への子育て支援を図る。 | 子育て支援課 |

2-2 親子の交流の促進

親子の交流の促進にあたっては、町内に各1か所の子育て支援センターと子育てサロンを開所し、未就園児と親の交流を支援しています。

また、認定こども園、幼稚園、保育所では行事等を通して親子の交流を図っているほか、各地域の子ども会における『親子ふれあい事業』、公民館事業における体験学習教室を通じて、親子の交流を促進しています。

【主要課題】

- ◇ 就学前の保護者ニーズ調査によると、町の子育て支援センター及び子育てサロンは、未就園の保護者の4割以上（43.3%）が利用する大きな位置づけとなっており、今後とも利用に対する満足度を高める取り組みが求められます。
- ◇ 就学前の保護者及び小学校1年生～3年生の保護者の各ニーズ調査によると、就学前、小学生ともに、5割以上の保護者（就学前 56.7%、小学生 56.9%）が、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」をあげており、最も求められている取り組みであることから、遊びの場の充実が最重要課題です。

【基本方針】

- ① 子育て支援センター事業を通じた乳幼児期の交流支援を継続するほか、公園や認定こども園・幼稚園・保育所などでのふれあいを促進します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|----------------|---|--------------------------|
| 子育て支援センター事業 | 子育て支援センターの周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、事業内容の一層の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 親子の交流機会の充実 | さまざまな事業を通じて、親子が交流できる機会の充実を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 |
| | 子育てサロンの周知を図るとともに親子が交流できる機会の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 子どもの自主的な活動の促進 | 子ども会、スポーツ少年団等への子どもの参加を促進するとともに、指導者の確保や活動内容の充実を図る。 | 生涯学習課 |
| 公園など子どもの遊び場の整備 | 地域のニーズや観光客の利用等を踏まえるとともに、住民の参画を得ながら、公園や広場の整備を推進する。 | 都市整備課 |
| | 公園、広場等の設備、遊具等の定期的な点検、修繕を実施する。 | 都市整備課 |
| | 町営住宅の敷地の一部を活用して、子どもの遊び場としての活用を図る。 | 健康福祉課 |
| | 公民館などを利用して、子どもたちが活動できる場の確保を図る。 | 生涯学習課 |

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|--|-----------------|
| 認定こども園、幼稚園、保育所等の施設開放 | 家庭で保育している親子が気軽に利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所の開放を進めるとともに、利用の促進を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ブックスタートの推進 | 乳幼児のことばと心を育むために、「絵本」を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会の確保を図る。 | 生涯学習課 |

2-3 出産・育児の相談、学習機会等の充実

広報紙や健診・各教室時に配布する保健パンフレット等を利用し、出産や子育てに関する情報を提供しているほか、子育て支援センター、子育てサロンにおいては、「子育てだより」を発行し、各家庭や認定こども園、幼稚園、保育所等の施設に配布しています。

また、両親学級や乳幼児とその親を対象とした育児教室を開催しています。

【主要課題】

- ◇ 出産・育児に関する情報提供の充実が求められます。
- ◇ より多くの親に学習機会への参加を働きかける必要があります。

【基本方針】

- ① さまざまな学習機会の提供に努めるほか、各種媒体を通じた出産・育児に関する情報提供の充実に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------|---|-----------------|
| 学習機会の充実 | 子どもの育ちや子育てなどに係るさまざまな学習機会の内容の充実を図るとともに、参加しやすい運営に努める。 | 子育て支援課 |
| 情報提供・相談体制の充実 | 広報紙やパンフレット、ホームページなどさまざまな媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報の提供を図る。 | 子育て支援課 |
| | 各関係機関において相談担当員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 民生委員・児童委員等の活動 | 民生委員・児童委員等の活動について、住民へ周知するとともに、委員の資質の向上を図る。 | 健康福祉課 |
| 育児サークル等住民の活動の促進 | 子育ての各種講座・教室の卒業生などへ、育児サークルへの参加や組織の結成などを促進するとともに、住民へ育児サークル等の活動についての情報提供を図る。 | 子育て支援課 |

2-4 経済的支援の充実

経済的支援の充実にあたっては、小児医療費助成をはじめ、各種の経済的援助を図っており、各種助成制度を広報紙や町のホームページなどに掲載し、住民への周知を図っています。

【主要課題】

◇ 子育て家庭の経済的負担を軽減するための事業の充実が求められます。

【基本方針】

- ① 中学校卒業までの小児医療費の助成をはじめ、各種一時金や医療費助成、手当の支給を継続するほか、さらなる経済的支援を実施します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--------|
| 各種手当、医療費の助成等 | 児童手当、小児医療費の助成、就学援助など各種の経済的援助について、国等の動向を踏まえて充実を図るとともに、制度を住民に周知し、利用促進に努める。 | 子育て支援課 |
| 通学支援制度の推進 | 町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額並びに高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部を補助し、負担軽減を図るとともに、奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援する。 | 学校教育課 |
| ★【新規事業】★ ベビーバスのリース | 使用期間の短いベビー用品（ベビーバス）を貸与する。 | 子育て支援課 |

2-5 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

幼児期の教育・保育・子育て支援の充実にあたっては、町内2か所の認定こども園、2か所の幼稚園、1か所の保育所、計5か所の教育・保育施設を通じて、子どもにとってより良い教育・保育を提供し、保護者のニーズに応じたサービスを提供しています。

【主要課題】

◇ 就学前の保護者及び小学校1年生～3年生の保護者の各ニーズ調査結果に基づき、未就園の親子の子育て支援から、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育、一時預かりまで、質の高い保育・教育の推進とニーズに応じた子育ての支援の充実を図る必要があります。

【基本方針】

- ① 子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。
- ② 親の就労の有無・形態で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長をうながす機能の提供に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|---|--|-----------------|
| 幼児学園の整備 | 就学前のすべての子どもに必要となる保育・教育の充実を図るため、幼保一元化により、幼児学園としての整備を図る。 | 子育て支援課 |
| 保育・教育の充実 | 子どもにとってより好ましい保育環境を念頭に、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図る。 | 子育て支援課 |
| | 家庭の事情等を踏まえ、延長保育や一時保育を推進する。 | |
| | 観光地としての特性から第3次産業への就業者が多く、土・日曜祝日、夜間に働く子育て世帯を支援するため、休日保育の充実を図るとともに夜間保育施設の支援の充実を図る。 | |
| | 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい保育・教育を行えるよう、研修等を充実し保育士等の資質向上を図る。 社会環境の変化や保護者のニーズ等に対応できるよう、職員の研修等を充実するとともに、教育内容の充実を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 幼稚園の預かり保育 | 保護者のニーズを踏まえ、幼稚園の預かり保育の充実に努める。 | 学校教育課 |
| 保育所、幼稚園等の施設整備 | 幼児学園の整備に併せ、老朽化している施設の改善を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 認定こども園、幼稚園、保育所における安全の確保 | 認定こども園、幼稚園、保育所等の防犯体制の強化を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 関係機関の連携 | 認定こども園、幼稚園、保育所、町その他関係機関が連携し、就学前児童の適切な保育、教育を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携 | 子どもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、町その他関係機関による連携を強化する。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ★【新規事業】★ 病後児保育クラスの整備 | 町内保育所に病後児（病気の回復期ではあるが、集団保育は困難な児童）を保育するクラスの検討をする。 | 子育て支援課 |
| ★【新規事業】★ 認定こども園、幼稚園、保育所におけるスポーツ機会の充実 | スポーツ指導員を町内の認定こども園、幼稚園、保育所に派遣し、児童の成長と運動する機会を促進する。 | 生涯学習課 |

2-6 放課後児童対策の充実

放課後児童対策の充実にあたっては、現在は小学校3年生までを対象に、各小学校区で放課後児童クラブを開設（18時まで）しています。

【主要課題】

- ◇ 放課後児童クラブについては、法律上、対象が小学校3年生までから小学校6年生までに拡大されたことを踏まえて、ニーズの拡大への対応が大きな課題です。

【基本方針】

- ① 放課後児童クラブのニーズの拡大への対応とともに、放課後の遊び場の充実に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| 放課後児童健全育成事業 | 利用者のニーズを調査し、預かり時間の拡充や活動内容の充実、指導者の資質の向上を図る。 また、生涯学習課が所管する放課後子供教室との連携も視野に入れ事業の推進を図る。 | 子育て支援課 |
| ★【新規事業】★ 放課後子供教室 | 遊び場が減っている今、余裕教室等を開放して安全で安心して遊べる場所の提供について、共通プログラムの利用を含め、子育て支援課が所管する放課後児童健全育成事業との連携も視野に入れつつ検討する。 | 生涯学習課 |



3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

3-1 次代の親の育成

次代の親の育成にあたっては、各小・中学校において認定こども園、幼稚園、保育所との交流学习(運動会、学習発表会等)を実施しているほか、中学生については、認定こども園、幼稚園、保育所でのボランティア活動を実施しています。

【主要課題】

- ◇ 「箱根町教育方針」に基づき、箱根の風土を大切にした人間教育と人間性豊かな心、温かい箱根人の育成を主眼とした取り組みを進めていく必要があります。

【基本方針】

- ① 各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、教育・広報・啓発を図ります。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|----------------|---|------------------|
| 乳幼児等とふれあう機会の促進 | 町立小・中学校において、認定こども園、幼稚園、保育所との交流学习やボランティア活動を実施する。 | 学校教育課 (小・中学校) |

3-2 学校教育の充実

学校教育の充実にあたっては、少子化の状況を踏まえて、学校間の交流や国内・国際交流活動を通じた教育の向上を図っているほか、母国語を英語とする(ネイティブ・スピーカ)英語講師を小・中学校に派遣し、講師1名が小学校高学年と中学校を担当し、国際理解教育の充実に努めています。

また、いじめや不登校等への対応にあたっては、教育支援室や教育相談員等の学校訪問による指導体制を整備しているほか、住民の参画による学校づくりを図るため、学校評議員制度を活用しており、学校評価による住民の意見を学校運営に反映しています。

【主要課題】

- ◇ 「箱根町教育方針」に基づき、箱根の風土を大切にした人間教育と人間性豊かな心、温かい箱根人の育成を主眼とした取り組みを進めていく必要があります。
- ◇ 関係機関、関係者の連携による、いじめの防止や不登校への適切な対応が求められます。

【基本方針】

- ① 「箱根町教育方針」に基づき、家庭、地域、関係機関との連携により、教育内容の充実を図ります。
- ② いじめの防止や不登校に対して、町の基本方針に基づく適切な対応を図ります。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|---|------------------|
| 生きる力を育む教育の推進 | 漢字の読み・書き、読書、音読、計算を主体とした学習「箱根ミニマム」を実践し、学力の向上を図る。 | 学校教育課 |
| | 町立中学校3年生を対象に、下校後に「アフタースクール」を実施し、基礎的・基本的な知識等の習得を目指す。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| | 町立小・中学校に外国人講師を派遣し、総合的な学習の時間や特別活動等において、国際理解教育を推進する。 | 学校教育課 |
| 教育の内容・方法の充実 | 教職員の研修を充実し、教職員の資質の向上を図る。 | 学校教育課 |
| | 部活動の指導者として、住民の参画を図る。 | |
| 開かれた学校づくり | 学校評議員制度や学校評価システムを活用し、住民参画による学校づくりを実践する。 | 学校教育課 (小・中学校) |
| | 町立幼稚園・小・中学校において、学校公開を実施する。 | |
| | 地域の方々にさまざまなかたちで学校ボランティア活動に協力してもらう。 | |
| 心の教育の推進 | 子どもたちが人に対する思いやりの心を持つ大人に育っていけるよう福祉体験などの活動を推進する。 | 学校教育課 (小・中学校) |
| | さまざまな情緒的体験により、「友達を大切にする子」を育成する。 | |
| 特別支援教育の推進 | 集団の中での学習が困難な児童・生徒に対し、学習支援や心のケアを実施する。 | 学校教育課 |
| いじめ、不登校等への対応 | 「箱根町いじめ防止基本方針」及び各町立学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、教育支援室、地域、関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止等に取り組む。 | 学校教育課 (小・中学校) |
| | 専門の相談員等で組織する「箱根町教育支援室」を継続設置し、学校、家庭、関係機関等と連携を図りながら、不登校の児童・生徒の支援等に取り組む。 | 学校教育課 |

3-3 学校教育環境の充実

学校教育環境の充実にあたっては、順次、学校施設・設備の整備を進めています。

また、地域住民に登下校時における見守り体制への協力を依頼し、児童の安全確保を図るとともに、各校で不審者侵入時の対応訓練を実施し、防犯対策の強化を図っています。

【主要課題】

- ◇ 住民の防犯に対する意識が高まっており、学校教育の環境づくりにおいても、防犯を意識した取り組みを進める必要があります。

【基本方針】

- ① 安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新・整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策を図ります。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|------------|--------------------------------|-------|
| 学校施設・設備の整備 | 学校生活の安全を最優先に、学校施設の整備を図る。 | 学校教育課 |
| | 学習活動に必要な機器など、教育設備の整備を図る。 | |
| 学校の安全対策の強化 | 地域住民の参画を得ながら、学校における防犯対策の強化を図る。 | 学校教育課 |

3-4 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上にあたっては、保育所や幼稚園の保護者会及び行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発に努めているほか、家庭教育講座を開催したり、認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校と話し合い等を設け相互理解を深めています。

【主要課題】

- ◇ 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえて、家庭の教育力の向上を図るための取り組みの推進が大きな課題です。

【基本方針】

- ① 子育てについての意識啓発や学習機会の充実を図ります。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|------------------------|--|-----------------|
| 学習機会、情報提供 | 認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校における家庭教育の場の充実を図るとともに、相互の連携を強化する。 | 学校教育課 子育て支援課 |
| | さまざまな媒体や方法を活用し、子どもの教育、養育等に係る情報提供を推進する。 | |
| ★【新規事業】★ 子育て支援講座の開催 | 子育て中の保護者に親向けの教育支援プログラムを紹介し、「イライラ、自己嫌悪、悩み」等の困り感を減少することにより児童虐待予防につなげる。 | 子育て支援課 |
| 家庭教育講座の開催 | 家庭における子どもへの接し方、しつけの在り方とはどうあるべきか等について、親が学習する機会を提供し、家庭教育力の向上を図る。 | 生涯学習課 |

3-5 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒の地域行事（子ども会・育成会等、健民祭、地域等の祭）への参加とともに、地域住民が学校行事（美化清掃・地域の職場体験学習、昔ながらの遊びや暮らしの伝承、交通安全教室）に参加する機会を設けており、連携・交流を促進しています。

また、地域における各種スポーツ活動やその他体験活動を推進しています。

【主要課題】

- ◇ 少子化の状況の中で、地域が子育て家庭に寄り添って、子どもの教育に関わることを求められています。

【基本方針】

- ① 地域資源を活用したさまざまな体験活動等を通じて、子どもの教育に関わる住民や団体の活動を推進します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------------|
| 地域資源の活用 | 子どもたちがさまざまな体験活動や交流などを行えるよう、町の豊かな自然環境や文化財、観光関連も含めた各種施設などを活用していく。 | 生涯学習課 学校教育課 |
| 地域の人材の活用 | さまざまな知識や技能を持つ地域の人材の「箱根町地域人材登録者制度」への登録を促進する。 | 生涯学習課 |
| 地域におけるスポーツ機会の充実 | 各種のスポーツ教室などを開催する。 | 生涯学習課 |
| | スポーツ少年団など、地域の活動への子どもたちの参加を促進する。 | |
| | 総合型地域スポーツクラブについて調査・研究する。 | |
| 地域におけるその他活動の促進 | 地域住民の協力のもと、子どもたちのさまざまな体験活動などを推進する。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| | 青少年育成会の活動を促進する。 | 生涯学習課 |

3-6 健全育成の環境づくり

健全育成の環境づくりにあたっては、青少年指導員を中心に、各地域青少年育成会、高校保護者会など、青少年・社会教育関係団体と連携して、青少年の健全育成についての取り組みを実施しています。

【主要課題】

- ◇ これまでの健全育成活動の継続とともに、スマートフォン等の普及を踏まえた、有害環境への対策が求められます。

【基本方針】

- ① 関係団体と連携した健全育成活動を進めるほか、スマートフォン等の普及をはじめ、現在の環境に見合った健全育成対策を進めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------------|--|------------------|
| 健全育成活動の推進 | 青少年関係団体、社会教育関係団体等の活動を促進する。 | 生涯学習課 |
| 有害環境の改善 | 街頭パトロールなどの運動や、地域の商店や事業所等の協力により、地域の有害環境の改善を図る。 | 生涯学習課 |
| モバイル端末（携帯電話等）の使い方 の指導 | 町立小・中学校において携帯電話やスマートフォンの正しい使い方について、関係機関等の協力により指導を実施する。 | 学校教育課 (小・中学校) |
| 消費生活に関する啓発及び相談窓口 の開設 | 子どもの消費者トラブルを防ぐため、保護者をはじめ、消費生活に関する住民の知識と関心を高め、消費生活教育の充実を図る。 | 総務防災課 |



4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

4-1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策の充実にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所の「園だより」に併せて、児童虐待防止を周知するチラシを配付したほか、保護者会等で人権意識の啓発を図っています。

また、町内小・中学校の児童・生徒及び住民に対して啓発物品等を配布するとともに、仙石原文化センター祭の際、参加者を対象にアンケート調査を行うなど、人権意識の高揚を図っています。

さらに、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、ケース検討会議を必要に応じて開催し、関係機関の連携による児童虐待防止や発生後の迅速な対応に努めています。

【主要課題】

- ◇ 就学前の保護者及び小学校1年生～3年生の保護者の各ニーズ調査によると、就学前では25.8%、小学生では20.2%の保護者が子どもを虐待していると思いい悩んだ経験を持つことが分かっており、悩みに対する早期の個別対応とともに、関係機関、関係者の連携による予防と発生後の適切な対応が求められています。

【基本方針】

- ① 子育て家庭の孤立感・不安の解消に向けた取り組みを進めます。
- ② あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等の早期発見に努めます。
- ③ 各種協議会等を通じて、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等との連携を強化し、虐待の予防、発生後の適切な対応につなげます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----------------|
| 子どもの命、人権に対する意識の向上 | 認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校において、保護者への人権意識の啓発を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| | 子育てや家庭教育にかかる学習機会において、保護者への人権意識の啓発を図る。 | 子育て支援課 生涯学習課 |
| | さまざまな講座、教室、講演会等を活用し、住民全体の人権意識の高揚を図る。 | 健康福祉課 |
| 養育支援訪問 【再掲】 | 保健師や助産師などが育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等への対応を図る。 また、産後うつ等により家事が行えない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事援助を実施する。 | 子育て支援課 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図る。 | 子育て支援課 |

4-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】

ひとり親家庭の支援の充実にあたっては、民生委員・児童委員の日常的な活動の中で、ひとり親家庭の実態を把握し、必要な相談・援助活動を行っているほか、各種経済的な支援や相談対応・情報提供に努めています。

【主要課題】

- ◇ ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などについて、関係機関と連携して取り組みの充実を図ることが求められます。

【基本方針】

- ① 子育て・生活支援として、保育所入所への配慮とともに、放課後児童クラブの利用についても、優先的な取扱いを行います。
- ② 就業支援として、母子家庭の母等が経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の活用を促進します。
- ③ 養育費の確保など、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| ひとり親家庭に対する支援事業 | 民生委員・児童委員の活動により、ひとり親家庭の実態把握を図る。 | 健康福祉課 |
| | ひとり親家庭への生活支援サービスの充実を図る。 教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行う。 | 子育て支援課 |
| | 公共職業安定所等と連携し、ひとり親の就業支援を図る。 | |
| ひとり親家庭に対する相談、情報提供 | ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みについての相談体制を充実する。 | 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図る。 | |

4-3 障がい児等への発達支援の充実

障がい児、発達支援を必要とする児への支援の充実にあたっては、乳幼児健診を始めとする母子保健事業を通じて、早期発見・早期支援に努めています。

また、認定こども園、幼稚園、保育所には「巡回相談」として定期的に臨床発達心理士を派遣し、乳幼児健診等では発見が困難な発達障がい等の早期発見・早期支援にも努めており、児及び保護者に加えて、園の担任へのアドバイスを行う等、児に関わる関係者への支援を行うとともに、就学前から就学移行への切れ目のない支援体制づくりを行っています。

【主要課題】

- ◇ 障がい児、発達支援を要する児への早期発見・早期支援の充実に向けて「気になる」段階から、発達段階に応じた適切な発達支援を切れ目なく断続的・計画的に提供する体制づくりが課題です。

【基本方針】

- ① 発育・発達相談体制の整備充実、早期療育体制の充実に努めます。
- ② 心身の発達に心配のある保護者に対して、発達支援に関わるさまざまな機関が相互に連携を図りながら、発達段階に応じた適切な助言指導に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------------|---|-----------------|
| 障がいの予防、 早期発見・対応 | 医療機関など関係機関との連携のもと、新生児訪問や乳幼児健診などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応を図る。 | 子育て支援課 |
| | 「地域訓練会（なでしこ教室）」の活動など、障がい児、発達支援を要する児の療育を充実する。 | 健康福祉課 |
| 障がい児保育・ 教育の充実 | 認定こども園、幼稚園、保育所において、障がい児、発達支援を要する児の交流を進めるとともに、障がい児、発達支援を要する児が必要とする支援を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 発達障がい等多 様な障がいへの 対応 | 保健事業や幼稚園、保育所を通じ発達障がい等の早期発見・早期支援に努めるとともに、専門家を派遣し、子どもの状況に応じた必要な支援を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |

4-4 その他保護を必要とする子どもへの対策の充実【子どもの貧困対策法に基づく施策】

その他保護を必要とする子どもへの対策の充実にあたっては、児童・生徒が経済的な理由により就学困難な場合に、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援とともに、町外高等学校等通学費の補助を行っています。

【主要課題】

- ◇ 生活困窮・養育困難の家庭に対して、経済的な面での支援とともに、教育面での支援等を検討する必要があります。

【基本方針】

- ① 生活困窮・養育困難の家庭に対する教育面の支援の充実に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|--|----------------|
| 教育費及び教育 に関する支援 | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等、就学に必要な費用を援助する。 | 学校教育課 |
| | 町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額並びに高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部を補助し、負担軽減を図るとともに、奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援する。【再掲】 | |
| | 町立中学校3年生を対象に、下校後に「アフタースクール」を実施し、基礎的・基本的な知識等の習得を目指す。【再掲】 | 学校教育課 生涯学習課 |

5 子育てを支援する生活環境の整備

5-1 子育てしやすい住環境づくり

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、「箱根町公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、町営住宅や「箱根町子育て勤労者支援住宅」の必要に応じた維持・補修を行っているほか、各種補助等（個人住宅取得資金利子補給制度及び保証料補助金制度）の活用促進、空き家・空き室情報の町ホームページへの掲載を行っています。

【主要課題】

- ◇ 定住対策、少子化対策に向けては、子育て家庭にとって暮らしやすい住宅の整備は大きな課題です。

【基本方針】

- ① 子育て世帯に対する暮らしやすい住宅、安全な住宅の確保を支援します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------------|---|--------------|
| 子育て世帯向けの住宅の供給 | 子育て世帯が暮らしやすい設備に配慮しながら、町営住宅の整備に努める。 | 健康福祉課 |
| 居住環境の向上 | 総合的・計画的なまちづくり施策と連携を図り、少子化へ対応した住環境の整備を図る。 | 都市整備課 企画課 |
| 個人住宅取得資金利子補給制度及び保証料補助金制度 | 人口の定着化及び労働力の確保を図るために、町内に自ら居住する住宅を新築、購入、増改築等する場合の補給・補助金制度の周知を図る。 | 企画課 |

5-2 安全な道路環境の整備

安全な道路環境の整備にあたっては、順次、道路・歩道の整備や地域の要望を踏まえた交通安全施設の整備を行います。

【主要課題】

- ◇ 引き続き、必要な整備を図る必要があります。

【基本方針】

- ① 子どもや親子連れが、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------|---------------------------------------|----------------|
| 道路、歩道等の整備 | 地権者の理解と協力を得ながら、計画的に道路、歩道の整備を図る。 | 都市整備課 |
| | 既存駐車場の有効活用を図るとともに、民間の協力のもと、駐車場の確保を図る。 | |
| | 国・県道については、事業促進のための支援協力を行う。 | |
| 交通安全施設の整備 | 地域の要望を踏まえながら、交通安全施設の整備を図る。 | 都市整備課 総務防災課 |

5-3 子育てにやさしい町の環境の整備

子育てにやさしい町の環境の整備にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共施設における手すりの設置やトイレへのベビーベッドの設置等を進めており、授乳希望者に対する場所の提供等にも努めています。

【主要課題】

- ◇ 公共施設等の改善・整備に併せて、設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努める必要があります。

【基本方針】

- ① 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化とともに、バリアフリー情報の提供に努めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化 | 公共施設等における段差の解消や授乳室等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の促進に努める。 | 関係各課 |
| | ★【新規事業】★ 安心して乳幼児連れの来庁者が役場を利用できるように、トイレにベビーチェアを設置する。 | 財務課 |
| | バス、電車及び駅舎など公共交通の移動円滑化を促進するため、交通事業者への改善要望や必要に応じた支援協力を行う。 | 都市整備課 |
| バリアフリー施設の情報提供 | 子育て世帯の利用に配慮した施設・設備の整備情報を町内・外に広く発信し、子育て環境の向上につなげる。 | 子育て支援課 |

6 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

6-1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識づくりにあたっては、「はこね男女共同参画推進プラン」の周知とともに、男女共同参画の意識啓発のための記事を広報紙に掲載しています。

また、男女平等の視点に立った雇用環境の整備が図られるよう、事業者に対して普及啓発に努めています。

【主要課題】

- ◇ 就学前の保護者ニーズ調査によると、育児休業の取得率は母親 26.4%、父親 1.1%となっており、育児休業をはじめ、各種両立支援制度の利用を容易にする体制づくりや利用しやすい雰囲気づくりについて、町内の事業所への働きかけに努める必要があります。
- ◇ 「はこね男女共同参画推進プラン」に基づき、家庭や地域等における固定的な性別役割分担意識の改善や出産前から子育ての喜びを夫婦で共有する機会の提供など、男女共同参画意識を育む取り組みを推進する必要があります。

【基本方針】

- ① 男女が安心して仕事と子育て、地域での生活を両立できるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------|--|------------|
| 事業所における子育て支援の促進 | 男女平等の視点に立った雇用環境の整備に努める。 | 企画課 観光課 |
| 子育てへの男性の参画促進 | はこね男女共同参画推進プランにより、子育てへの男女共同参画の意識づくりを図る。 | 企画課 |
| | 妊娠期に出産や育児の教室を開催し、子育てを共有、協力する意識の醸成を図る。 | 子育て支援課 |
| 地域活動への男女の参画促進 | はこね男女共同参画推進プランにより、地域活動への男女共同参画の意識づくりを図る。 | 企画課 |

7 子どもたちの安全の確保

7-1 交通安全活動の推進

交通安全活動の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校において交通安全教室を定期的に開催しています。

また、神奈川県交通安全計画に基づき、「第9次箱根町交通安全計画」を作成し、警察・交通関係団体と連携し、広報啓発活動を行っています。

【主要課題】

- ◇ 交通安全に関する子ども自身の意識や対応能力の向上とともに、ドライバーへの意識啓発を図る必要があります。

【基本方針】

- ① 子どもへの交通安全教育を推進します。
- ② 年代等に応じた交通安全教育を推進します。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|--------|---|--------------------------|
| 交通安全教育 | 認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校における子どもたちへの交通安全教育を推進する。 | 子育て支援課 学校教育課 総務防災課 |
| | さまざまな機会を活用しながら、年代等に応じた交通安全教育を推進する。 | 総務防災課 |
| | 交通安全にかかる指導者の確保に努める。 | |
| | 警察や関係機関等による交通安全運動を促進する。 | |

7-2 防犯活動の推進

防犯活動の推進にあたっては、県・警察等から提供を受けた防犯情報等を自治会等に提供するとともに、必要に応じて町民への広報等（広報紙・防災無線・メールマガジン・TVK データ放送）により情報提供を行っています。

また、町内で不審者情報があった際には、警察（交番）と連携を取り、各学校・施設にも連絡をして、防犯意識の向上に努めています。

さらに、学校におけるくらし安全指導員による防犯教室をはじめ、各種防犯教室を開催しています。

【主要課題】

- ◇ 小学校1年生～3年生の保護者ニーズ調査によると、保護者の18.3%が「子どもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことがある」と回答し、安全対策として「通学路や子どもの遊び場の安全対策」と「地域住民同士のあいさつ・声かけ」の2つがいずれも6割を超える回答率で、最も求められている対策となっており、子ども自身の安全や防犯に対する意識・対応力を高める取り組みとともに、設備等の改善によるハード、見守り等のソフトの両面の対策の継続・充実が求められます。

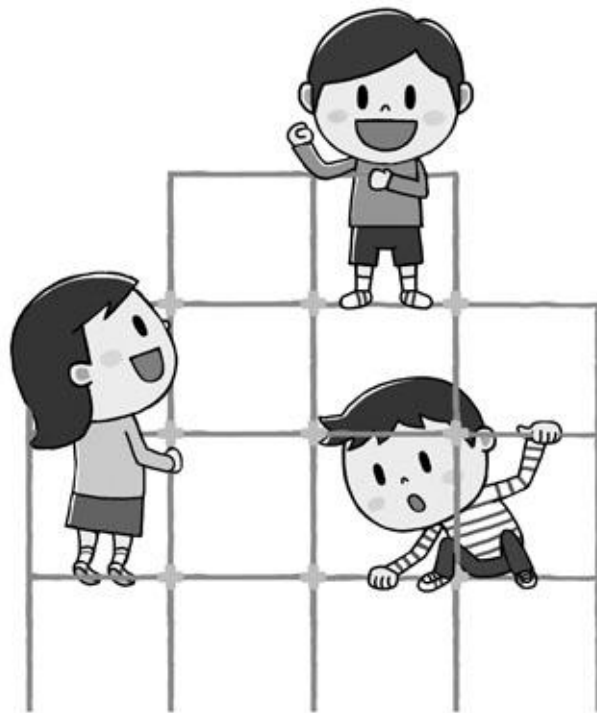
【基本方針】

- ① 認定こども園・幼稚園・保育所・学校での防犯対策等の充実を図ります。
- ② 危険箇所の点検や防犯ボランティアの活動をはじめ、子どもたちを犯罪から守るため、地域全体での活動を進めます。

【主要事業の内容】

| 事業名等 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|--|-------------------------|
| 防犯体制・活動の促進 | 地域住民が主体となる防犯活動へ関係機関（主に警察）との連携を図ることにより、充実した防犯体制の強化を図る。 | 総務防災課 |
| | 警察、関係機関との連携を強化するとともに、住民や学校等の参画を得ながら、地域における防犯活動の充実を図る。 | 総務防災課 学校教育課 |
| | 庁内関係課、関係機関等の連携により、親子への防犯教室の開催を検討する。 | 総務防災課 学校教育課 |
| | ★【新規事業】★ 登録したボランティア隊員が小・中学校等の登下校の時間に合わせて飼い犬の散歩をしながらパトロールすることで子どもたちの登下校時の安全の向上につながる。 | 子育て支援課 |
| 防犯に関する情報提供等 | 神奈川県警察の情報等を有効に活用し、関係団体との連携強化を図ることにより、住民に対し、迅速な情報提供に努める。 | 総務防災課 |
| | 不審者の出現などの情報について、認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校等において共有するとともに、子ども、保護者への周知を図る。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 通学路の安全確保 | 学校、保護者、道路管理者、警察等が連携し、通学路を定期的に点検し、通学路の安全確保を図る。 | 学校教育課 総務防災課 都市整備課 |

第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等（子ども・子育て支援事業計画）



本町は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（平成27年度から平成31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表35 家庭類型の分類方法

| 父親 | 母親 | | パートタイム (育休・介護休業中を含む) | | | 現在は就労していない 就労したことがない |
|-------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------|-------------------|--------|-------------------------|
| | 父親不在 | フルタイム (育休・介護休業中を含む) | 120時間以上 | 64時間以上 120時間未満 | 64時間未満 | |
| 母親不在 | | タイプA | | | | |
| フルタイム (育休・介護休業中を含む) | | タイプB | タイプC | タイプC' | | タイプD |
| パートタイム (育休・介護休業中を含む) | 120時間以上 | タイプC | タイプE | タイプE' | | |
| | 64時間以上 120時間未満 | タイプC' | | | | |
| 現在は就労していない 就労したことがない | | タイプD | | | | タイプF |

図表36 家庭類型の分類結果（単位：人）

| 家庭類型 | | 現在 | | 潜在 ※1 | |
|-------------|---|-----|--------|-------|--------|
| | | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| タイプA | ひとり親 | 20 | 12.0% | 20 | 12.0% |
| タイプB | フルタイム × フルタイム | 46 | 27.5% | 53 | 31.7% |
| タイプC | フルタイム × パートタイム (就労時間 月120時間以上 + 64時間 ※2 ~120時間の一部) | 46 | 27.5% | 47 | 28.1% |
| タイプC' | フルタイム × パートタイム (就労時間 64時間未満 + 64時間~ 120時間の一部) | 3 | 1.8% | 5 | 3.0% |
| タイプD | 専業主婦(夫)家庭 | 52 | 31.1% | 42 | 25.1% |
| タイプE | パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月120時間以上 + 64時間~120時間の一部) | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| タイプE' | パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが64時間未満 + 64時間~120時間の一部) | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| タイプF | 無業 × 無業 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| ニーズ調査の回答者全体 | | 167 | 100.0% | 167 | 100.0% |

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムの家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本町の下限時間については、現行制度における保育所の入所基準と同じ64時間（1か月当たり就労日数16日、1日当たり就労時間4時間）と設定

1 教育・保育提供区域の設定

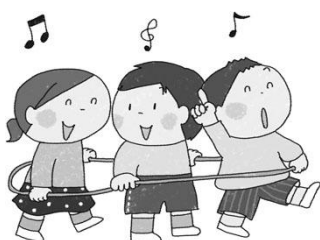
教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、次のとおり設定します。

図表37 教育・保育提供区域

| 区域 | 該当事業 | 考え方 |
|--------------|--|---|
| 町全域 (1区域) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 平日日中の教育・保育（子ども・子育て支援給付） ■ 時間外保育事業（延長保育事業） ■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ■ 子育て短期支援事業 ■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ■ 一時預かり事業 ■ 病児保育事業 ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ■ 利用者支援事業 ■ 乳児家庭全戸訪問事業 ■ 養育支援訪問事業 ■ 妊婦健康診査 | <p>事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。</p> <p>なお、平日日中の教育・保育(子ども・子育て支援給付)、時間外保育事業（延長保育事業）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、町全域及び小学校区単位の利用ニーズも考慮しつつ、実施内容を検討していきます。</p> |



2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表38 平日日中の教育・保育

| 認定区分 | | 対象事業 | 事業概要 |
|------|------------------|--|---|
| 1号 | 子どもが満3歳以上保育の必要なし | 専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きで教育ニーズの強い（幼稚園等の利用）家庭 | 認定こども園及び幼稚園 認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施 |
| 2号 | 子どもが満3歳以上保育の必要あり | 共働きの家庭 | 認定こども園及び保育所 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 |
| 3号 | 子どもが満3歳未満保育の必要あり | 共働きの家庭 | 認定こども園及び保育所、地域型保育事業 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。 |

(2) 見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表39 1号認定（単位：人）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（必要利用定員総数） | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| 確保方策 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| 特定教育・保育施設 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

② 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表40 2号認定（単位：人）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（必要利用定員総数） | 149人 | 150人 | 148人 | 146人 | 149人 |
| 幼児期の学校教育の利用 希望が強い | 22人 | 22人 | 22人 | 22人 | 22人 |
| 上記以外 | 127人 | 128人 | 126人 | 124人 | 127人 |
| 確保方策 | 149人 | 150人 | 148人 | 146人 | 149人 |
| 特定教育・保育施設 | 149人 | 150人 | 148人 | 146人 | 149人 |
| 認可外保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

③ 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表41 3号認定（単位：人）

（0歳）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（必要利用定員総数） | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 確保方策 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 特定教育・保育施設 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 地域型保育事業 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 認可外保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

（1・2歳）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（必要利用定員総数） | 49人 | 50人 | 52人 | 52人 | 52人 |
| 確保方策 | 49人 | 50人 | 52人 | 52人 | 52人 |
| 特定教育・保育施設 | 49人 | 50人 | 52人 | 52人 | 52人 |
| 地域型保育事業 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 認可外保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

④ 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表42 0～2歳児童の保育利用率（単位：人、％）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計児童人口（0～2歳） | 172人 | 175人 | 180人 | 180人 | 179人 |
| 保育所入所児童数（量の見込み） | 64人 | 65人 | 67人 | 67人 | 67人 |
| 保育利用率 | 37.2% | 37.1% | 37.2% | 37.2% | 37.4% |



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表43 地域子ども・子育て支援事業

| 対象事業 | | 事業概要 | 対象児童年齢等 |
|------|--------------------------------|--|---------------------|
| 1 | 時間外保育事業（延長保育事業） | 11 時間等を超えて保育を行う事業 | 0～就学前まで |
| 2 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業 | 1～3年生、4～6年生 |
| 3 | 子育て短期支援事業 | 親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり） | 0～18歳 |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） | 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業 | 0～就園前まで |
| 5 | 一時預かり事業 | 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） | 3～就学前まで（幼稚園） |
| | | 認定こども園、保育所での一時預かり | 0～就学前まで |
| 6 | 病児保育事業 | 病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業 | 0～就学前まで、1～6年生 |
| 7 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス | 0～就学前まで、1～3年生、4～6年生 |

| 対象事業 | | 事業概要 | 対象児童年齢等 |
|------|-----------------------------|--|--|
| 8 | 利用者支援事業 | 子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業 | 0～就学前まで、1～6年生 |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 | 0歳 |
| 10 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 | 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等 |
| 11 | 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 | 妊婦 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業※ | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業 | 事業者 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※ | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 | 事業者 |

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、夜間保育施設等と連携を図りつつ、ニーズに対応していきます。

図表44 時間外保育事業（延長保育事業）（単位：人）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 7 人 | 8 人 | 8 人 | 8 人 | 8 人 |
| 確保方策 | — | — | — | — | — |

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

図表45 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 76人 | 83人 | 84人 | 83人 | 77人 |
| 小学1～3年生 (6～8歳) | 67人 | 59人 | 67人 | 54人 | 54人 |
| 小学4～6年生 (9～11歳) | 9人 | 24人 | 17人 | 29人 | 23人 |
| 確保方策 | 67人 | 73人 | 84人 | 83人 | 77人 |
| 小学1～3年生 (6～8歳) | 64人 | 57人 | 67人 | 54人 | 54人 |
| 小学4～6年生 (9～11歳) | 3人 | 16人 | 17人 | 29人 | 23人 |

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

図表46 子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人日/年）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 | 1人日 |
| 確保方策 | — | — | — | — | — |

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、① 交流の場の提供・交流促進、② 子育てに関する相談・援助、③ 地域の子育て関連情報提供、④ 子ども・子育て支援に関する講習等があります。

図表47 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（単位：人回/年）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 6,517人回 | 6,631人回 | 6,820人回 | 6,820人回 | 6,782人回 |
| 確保方策 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

図表48 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（単位：人日/年）

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 6,182人日 | 6,250人日 | 6,147人日 | 6,079人日 | 6,182人日 |
| 1号認定による利用 | 48人日 | 48人日 | 47人日 | 47人日 | 48人日 |
| 2号認定による利用 | 6,134人日 | 6,202人日 | 6,100人日 | 6,032人日 | 6,134人日 |
| 確保方策 | 6,182人日 | 6,250人日 | 6,147人日 | 6,079人日 | 6,182人日 |

イ 保育所その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

図表49 保育所その他の場所での一時預かり（単位：人日/年）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 512 人日 | 520 人日 | 524 人日 | 521 人日 | 523 人日 |
| 確保方策 | 512 人日 | 520 人日 | 524 人日 | 521 人日 | 523 人日 |
| 一時預かり事業 | 512 人日 | 520 人日 | 524 人日 | 521 人日 | 523 人日 |
| 子育て援助活動 支援事業 | — | — | — | — | — |
| 子育て短期支援 事業 | — | — | — | — | — |

⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

なお、本町は、計画期間中の病児保育（病中の児童の保育）の実施は見込みませんが、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）を町内保育所で実施することを想定します。

図表50 病児保育事業（単位：人日/年）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 413 人日 | 419 人日 | 421 人日 | 419 人日 | 421 人日 |
| 確保方策※ | — | — | — | — | — |
| 病児保育事業 | — | — | — | — | — |
| 子育て援助活動 支援事業（病 児・緊急対応強 化事業） | — | — | — | — | — |

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込んでいません。

図表51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（単位：人日/年）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 686 人日 | 642 人日 | 640 人日 | 620 人日 | 590 人日 |
| 確保方策 | — | — | — | — | — |

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町の担当課窓口において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。

図表52 利用者支援事業（単位：か所）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | — | — | — | — | — |
| 確保方策 | — | — | — | — | — |

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表53 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 59 人 | 59 人 | 60 人 | 59 人 | 58 人 |
| 確保 方策 | 実施体制 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| | 実施機関 | 町 | 町 | 町 | 町 |
| | 委託団体 | — | — | — | — |

⑩ 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

図表54 養育支援訪問事業（単位：人）

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| 確保 方策 | 実施体制 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |
| | 実施機関 | 町 | 町 | 町 | 町 |
| | 委託団体 | 介護保険事業者(一部委託) | 介護保険事業者(一部委託) | 介護保険事業者(一部委託) | 介護保険事業者(一部委託) |

⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

図表55 妊婦健康診査（単位：人）

| 区分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | | 80 人 (960 回) | 80 人 (960 回) | 80 人 (960 回) | 80 人 (960 回) | 80 人 (960 回) |
| 確保 方策 | 実施場所 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 |
| | 実施体制 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 |
| | 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 |
| | 実施時期 | 随時 | 随時 | 随時 | 随時 | 随時 |

※（ ）内は、利用回数 12 回（平成 25 年度一人当たり利用回数 11.7 回をもとに設定）を人数に乗じて算出



4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園、幼稚園、保育所でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、引き続き認定こども園を通じて、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、認定こども園、幼稚園、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

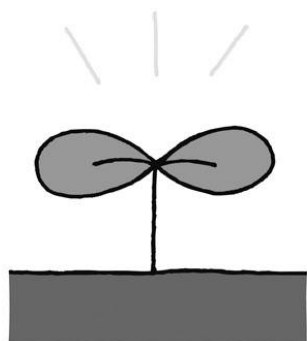
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第6章 計画の推進に向けて



1 推進の体制

本計画の推進にあたっては、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。



2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

点検・評価にあたっては、「箱根町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果を町民へ公表します。



資料編

1 策定経緯

【平成 25 年度】

| 年月日 | 調査及び会議等 |
|------------------|---|
| 平成 25 年 9 月 18 日 | 第 1 回箱根町子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て新制度、箱根町子ども・子育て支援事業計画の概要について ● 箱根町子ども・子育て会議の役割について ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画の策定のスケジュール ● 箱根町子ども・子育てに関するニーズ調査票（案）について |
| 10 月～11 月 | 箱根町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（就学前児童及び小学 1 年生～ 3 年生の各保護者対象） |
| 平成 26 年 2 月 26 日 | 第 2 回箱根町子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● ニーズ調査結果の概要について ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について |

【平成 26 年度】

| 年月日 | 調査及び会議等 |
|--------------------|--|
| 平成 26 年 6 月 26 日 | 第 1 回箱根町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援新制度について ● ニーズ調査の結果について ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画について |
| 7 月 16 日 | 第 1 回箱根町子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町子ども・子育て支援計画について ● 条例の制定について |
| 7 月 29 日 | 第 2 回箱根町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画関連事業について |
| 9 月 2 日 | 第 3 回箱根町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ● 今後のスケジュールについて |
| 9 月 17 日 | 第 2 回箱根町子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ● 箱根町保育の必要性の認定に関する基準について |
| 10 月 3 日～10 月 23 日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 2 月 4 日 | 第 3 回箱根町子ども・子育て会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町子ども・子育て支援事業計画について ● 子ども・子育て支援事業計画にかかる利用定員について ● 条例の一部改正等について |

2 箱根町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項第1号及び第2号において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、箱根町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 箱根町子ども・子育て会議委員名簿

| 氏名 | 所属機関 | 備考 |
|--------|-----------------------|----------|
| 土屋 眞 | 小田原医師会 | |
| 七戸 秀勇 | 小田原児童相談所 | |
| 片岡 光枝 | 小田原保健福祉事務所 | |
| 市野 繁子 | 小田原短期大学 | |
| 内田 夕子 | 箱根町民生委員児童委員協議会 | |
| 渡邊 貞明 | 箱根町立保育園・幼稚園保護者会連絡協議会 | 平成 25 年度 |
| 浅野 大 | 箱根町立保育園・幼稚園保護者会連絡協議会 | |
| 木村 太朗 | 箱根町立仙石原小学校 P T A | 平成 25 年度 |
| 馬場 由昌 | 箱根町立仙石原小学校 P T A | 平成 26 年度 |
| 端 千春 | 箱根町立小・中学校 P T A 連絡協議会 | 平成 26 年度 |
| 田中 直子 | 箱根町立保育園 | 平成 25 年度 |
| 土屋 あつみ | 箱根町立幼稚園 | |
| 橋口 裕子 | 箱根町立小学校 | |
| 舘 伸人 | 認可外保育施設 (ふれんどぱーく) | |
| 鈴木 美貴 | 一般公募 | |
| 菊地 治美 | 一般公募 | 平成 26 年度 |
| 勝俣 敏 | 箱根町教育委員会 | |
| 内田 恭司 | 箱根町福祉部 | 平成 26 年度 |
| 吉田 功 | 箱根町福祉部子育て支援課 | 平成 25 年度 |

4 用語解説

あ行

アフタースクール

町立中学校3年生の希望者を対象として、「基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指す」ことを目的に、下校後、社会教育センターを会場に、地域の方々の支援を受けながら取り組む学習会のこと

か行

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

学校評価システム

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組み

学校評議員制度

学校教育法施行規則に基づき、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるもの

神奈川県交通安全計画

県内において取り組むべき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた計画

神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業

体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）を受けられた夫婦を対象に、治療費の助成を行う事業

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的とする条例

教育支援室

町教育委員会内にあり、不登校や交友関係など、子どもが抱える問題について相談支援を行う機関

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

個人住宅取得資金利子補給制度及び保証料補助金制度

個人住宅取得資金利子補給制度は、町内に自ら居住する住宅・土地を取得した方で、町が指定する金融機関から借り入れた個人住宅取得資金の償還時に支払った利子を対象に利子補給する制度。保証料補助金制度は、町内に自ら居住する住宅・土地を取得するため、町が指定する金融機関から個人住宅取得資金を借り入れた際に支払った融資保証料を対象に、その一部を補助する制度

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律

さ行

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画

健やか親子 21（母子保健計画）

健やか親子 21 は、21 世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画。母子保健計画は、効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画

総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦と一人親からなる世帯」、「夫婦、子供と両親からなる世帯」、「夫婦、子供とひとり親からなる世帯」など

た行

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもの

は行

はこね男女共同参画推進プラン

町の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

箱根町いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 12 条に基づく、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための町の基本的な方針

箱根町教育方針

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「教育振興基本計画」に位置づけるもので、各年度における町の教育の基本方針と重点目標等を掲げたもの

箱根町公共賃貸住宅ストック総合活用計画

町営住宅や子育て勤労者支援住宅を総合的に活用するための基本的方針を定めた計画

箱根町子育て勤労者支援住宅

子育て勤労者世帯に居住の用に供する住宅を提供し、町の人口の定着化及び労働力の確保を図ることを目的とするもの

箱根町子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置したもの

箱根町障がい者福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、両計画を一体の計画として策定して、障がい者施策を総合的に展開するもの

箱根町第 5 次総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画

箱根町地域人材登録者制度

住民の生涯学習を支援するため、登録された方がボランティアとして手助けする制度

箱根ミニマム

漢字の読み・書き、読書・読み聞かせ、音読、計算などのすべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能を習得すること

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする法律

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼務。児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者

や行

ユニバーサルデザイン

施設や設備、製品等について、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2第1項に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所を単一の施設として一体的な運営を行い、教育及び保育を一体的に提供する認定こども園

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

ら行

ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの人生の各段階のこと

臨床発達心理士

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する民間資格で、発達心理学をベースに、主に成長期に発達する青少年の心理的な問題を解決するために支援活動を行う専門職

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと

箱根町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

箱根町福祉部子育て支援課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

TEL 0460-85-9595 FAX 0460-85-8124

E-mail : webkosodate@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町ホームページ : <http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>